

# **森林・山村多面的機能発揮対策事業の手引き**

**～ 里山林と地域住民をつなげよう ～**

**令和6年度 改正版**

**令和 6 年 6 月**

**広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会**



## 【 総 目 次 】

1 総 目 次 .....	1
森林・山村多面的機能発揮対策（令和6年度） .....	3
2 交付金事務スケジュール .....	8
3 交付金事業募集要項（例） .....	10
4 森林・山村多面的機能発揮対策様式記入例（令和6年度改正後）	
別紙2 様式第 9号：協定書（例） .....	17
別紙3 様式第 <u>11</u> 号：活動計画書 .....	19
別紙3 様式第 <u>12</u> 号：採択申請書 .....	24
計画図 .....	28
作業安全のためのチェックシート .....	30
別紙3 様式第 <u>13</u> 号： 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート .....	33
別紙3 様式第 <u>17</u> 号：採択決定前着手届 .....	34
別紙3 様式第 <u>16</u> 号：採択変更申請書（届出書） .....	35
別紙3 様式第 <u>11</u> 号：変更活動計画書 .....	39
別紙3 様式第 <u>21</u> 号：実施状況報告書 .....	46
別紙3 様式第 <u>18</u> 号：活動記録兼作業写真整理帳 .....	47
別紙3 様式第 <u>18</u> 号 別添：作業写真整理帳 .....	48
別紙3 様式第 <u>19</u> 号：金銭出納簿 .....	49
別紙3 様式第 <u>20</u> 号：モニタリング結果報告書 .....	50
別紙3 様式第 <u>21</u> 号：実施状況報告書（別紙1）・実施状況整理票 ..	53
別紙3 様式第 <u>21</u> 号：実施状況報告書（別紙2）・効果チェックシート ..	54
要綱別記 様式9号：財産管理台帳財産管理台帳・機械等使用簿 .....	56
別記様式第1号：交付金概算払い（精算払い）申請書 .....	58
5 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（最終改正令和6年3月28日） .....	60
// 様式集（※様式の一部を省略） .....	84
6 ひろしまの森づくり事業・緑化推進業務担当名簿 .....	122
7 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 Q&A 集 .....	123



## 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、森林・山村地域振興対策のうち 森林・山村多面的機能発揮対策（継続）

【令和6年度予算概算決定額 851,082（1,020,025）千円】

### <対策のポイント>

- 森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。
- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和8年度まで〕）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加[]

### <事業の内容>

#### 1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 840,000 千円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。

- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

### <事業イメージ>

#### 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

##### ① メインメニュー

###### 地域環境/保全タイプ



###### 森林資源利用タイプ



- ・活動組織への支援等

- ・伐採原木などとして利用するための伐採活動
- 最大28.5万円/ha

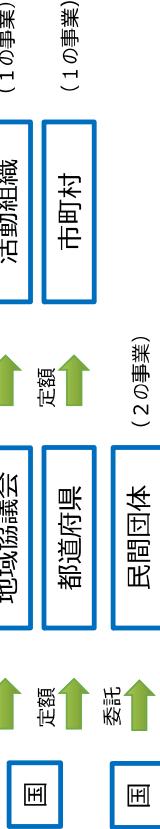
- ・侵入竹の伐採・除去活動
- 最大12万円/ha

- ・里山林の機能を維持するための活動
- 最大12万円/ha

##### ② サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

###### サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化
- ・機材及び資材の整備



### <事業の流れ>

定額：1/2、1/3以内



(1の事業)

定額

（1の事業）

定額

（1の事業）

委託

（2の事業）

国

（2の事業）

国

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

## 令和6年度 「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」のご紹介

里山林は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持・管理されてきた森林です。

しかし、このような里山林は、昭和30年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及、化学肥料の普及等により地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んでいます。

そこで、林野庁では、地域住民、森林所有者等が協力して行う、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行います。

### 現場のニーズ

荒れている里山林の手入れや機能の維持・保全活動を行いたい



高密に侵入したモウソウチクや笹などを除去したい



薪やシイタケ原木など地域の資源を活用して山村を活性化したい



森林整備のための歩道を作りたい  
鳥獣害防止柵を設置したい



地域外の人と森林整備を行っていきたい



### 活動メニュー

#### 【地域環境保全タイプ】 (里山林保全活動)

- ・里山林の機能を維持するための活動
- ・風倒木や枯損木の除去活動等

#### 【地域環境保全タイプ】 (侵入竹除去、竹林整備活動)

- ・侵入竹の伐採・除去活動
- ・荒廃竹林の整備活動等

#### 【森林資源利用タイプ】

- ・集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等

#### 【森林機能強化タイプ】

- ・歩道・作業道の作設・改修
- ・鳥獣害防止柵の設置・補修

#### 【関係人口創出・維持タイプ】

- ・地域外関係者との調整
- ・受け入れ環境の整備等

メインメニュー

サイドメニュー

サイドメニューはメインメニューと組み合わせて実施

# ○森林・山村多面的機能発揮対策交付金の対象活動と支援内容

## 1 活動への支援

里山林の保全管理や資源を利用するための以下のような活動に対して、定額で支援を行います。（国の交付単価は年度当たりのものです。）

交付金の使途：人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・なた・のこぎり等の消耗品、書籍、委託料、印刷費等

### ・活動推進費（3か年の活動計画の具体化に対する支援）

（国の交付単価：初年度のみ。（最大）112,500円）

現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等



### メインメニュー

#### ・地域環境保全タイプのうち「里山林保全活動」

（国の交付単価（最大）：初年度120,000円、2年目115,000円、3年目110,000円／ha）

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地挖え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



#### ・地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備活動」

（国の交付単価（最大）：初年度285,000円、2年目265,000円、3年目245,000円／ha）

竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



#### ・森林資源利用タイプ

（国の交付単価（最大）：初年度120,000円、2年目115,000円、3年目110,000円／ha）

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



### サイドメニュー

#### ・森林機能強化タイプ

（国の交付単価：最大800円／m）

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り



#### ・関係人口創出・維持タイプ

（国の交付単価：最大50,000円／年）

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要となる森林調査・見回り等

〈※見回りのみの活動では支援対象となりません。他の活動と一緒に取り組んで下さい。〉

## 2 資機材への支援

1のような活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の1/2以内（一部の資機材については1/3以内）を支援します。

- ・ 1／2以内を支援する資機材

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ワインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）

- ・ 1／3以内を支援する資機材

林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋

## ○支援を受けるには？

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下に示す活動組織を設立する必要があります。

### 活動組織

#### 構成員：

活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（3名以上）で構成してください。

地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。

なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

#### 対象森林：

本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。

#### 活動区域：

地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にあることが必要です。

#### 活動計画書：

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画（原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。）、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。（計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。）

### 申請

都道府県単位に設立されている地域協議会に対して、申込みを行います。

（地域協議会は、審査にあたって、活動を計画している市町村から、活動対象森林や活動内容の有効性等について、意見を聴取します。）

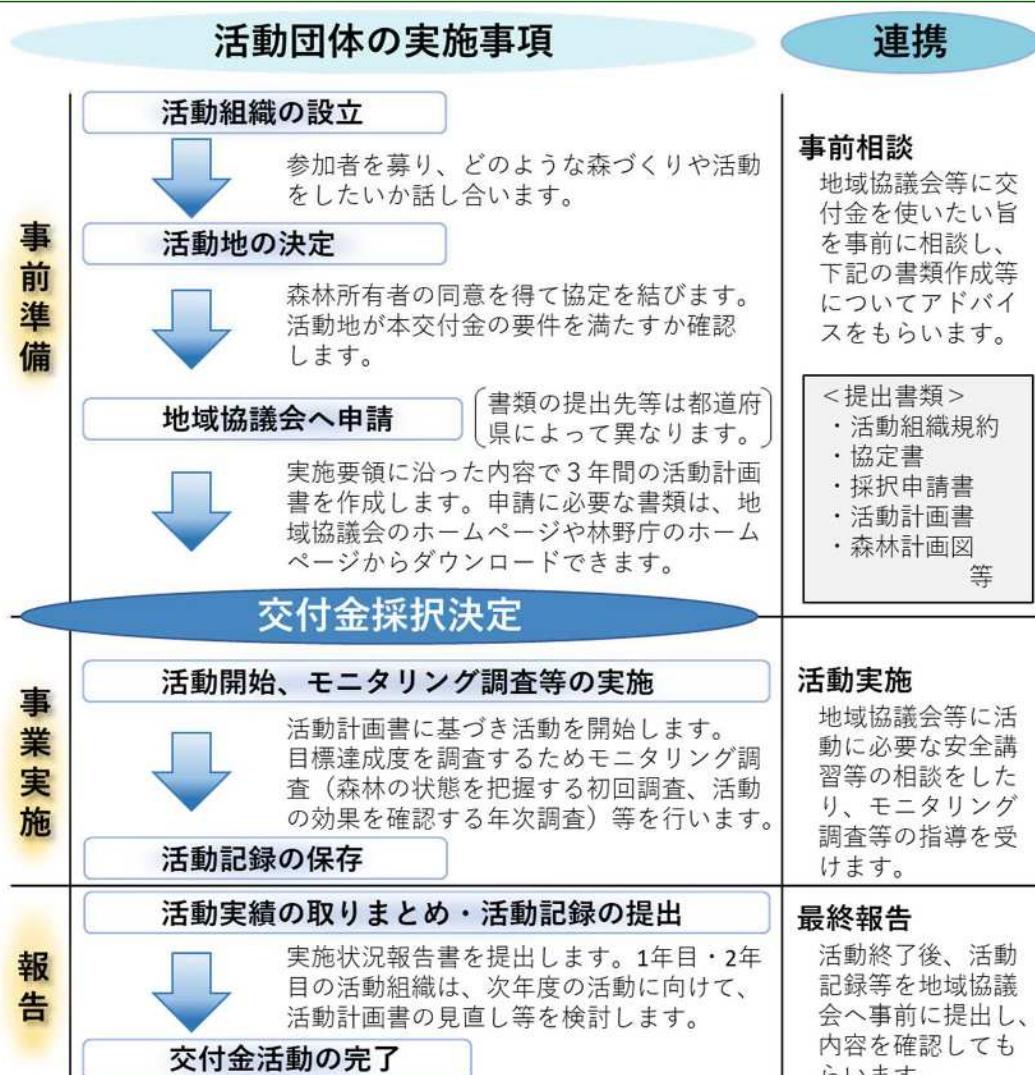
地域協議会の連絡先は、林野庁ホームページでもご確認いただけます。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

## ○その他支援を受ける場合の留意点等

- ・1活動組織当たり、年度ごとに500万円（国からの交付額）を上限として支援（同じ場所では最大3年間支援）します。
- ・人工林でも活用できます。
- ・地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業で危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等については、地域の森林組合などに作業の一部を委託することができます。
- ・採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- ・また、活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されているとともに、モニタリング調査を実施する必要があります。

## ○交付金の申請から報告までの主な流れ



詳細については、林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室

(☎03-3502-0048)に御相談ください。

林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 事務スケジュール

令和6年6月作成

区分	月日	林野庁	月日	地域協議会	市町	活動組織
事前調整	12月下旬	要望額調査 (期限:1月下旬)	11月下旬	・事業要望調査(市町) (期限:1月中旬)	・9月上旬 ～ 11月上旬 粗織・協議会調整 (次年度予算計上)	9月上旬～11月上旬 活動計画策定・確認・要望調整 (地域協議会・市町)
採択申請	3月上旬	・予算の内々示	2月下旬	○活動組織に対する公募通知(2月中旬) (郵送、ホームページ)		
	3月31日	要領改正通知	3月上旬 3月中旬	・採択申請書受付開始  3月中下旬 ・採択申請書受付終了	市町経由 ・申請内容の確認	・採択申請書(別紙3 様式12) ・活動計画書(別紙3 様式11) ・計画図、環境負荷低減・作業安全チェックシート等 ・資機材購入比較表 ・活動組織の規約(別紙2 様式8) ・活動組織参加同意書 ・協定書(別紙2 様式9) ・山林等所有者一覧表 ・その他必要書類
	4月1日	予算内示	4月1日	・市町から正式に採択申請書提出	・活動の有効性等意見書の添付 (別紙3様式14)	
	4月下旬		4月下旬	審査会(地域協議会総会)審議  ・審査結果通知 写し ・交付金交付申請書 (交付要綱別記様式第1号-2) ・環境負荷低減チェックシート提出(様式10) ・交付決定前着手届(様式17)	条件付き事前着手可能  (協議会審査結果通知日以降) ↓【届出必要】	
	4月下旬					・採択決定前着手届(別紙3 様式17)
	5月下旬	・交付決定通知書		・採択通知書(様式15) 写し	採択通知書受理 活動開始  市町助成金の手続き	※ 第2回申請、第3回申請を行うこともある  ・活動開始は採択通知日以降(ただし、採択決定前着手届を提出する場合は、審査日以降から着手可能)
	12月			・次年度要望額の調査		
概算払い【精算払い】	6月上旬	①回目		交付金の概算払い請求書 (5月下旬締切り) (交付要綱別記様式第1号)	交付金概算払い申請(業務方法書様式第1号) ・振込口座の通帳の写し(初回のみ)	
	6月下旬	・交付金概算払い		交付金の交付通知(業務方法書様式第2号) (交付金の概算払い)	交付金概算払い受取り ①	
	7月中旬	②回目				
	10月中旬	③回目				
	1月中旬	④回目				
	3月中旬 (完了時)	【⑤精算払い】		交付金の概算払い請求書 (6月末締切り) (交付要綱別記様式第1号) 【全体額に保留がある場合】 (9月末締切り) (12月末締切り) (2月下旬締切り)	交付金概算払い申請(業務方法書様式第1号) 【全体額に保留がある場合】 交付金精算払い申請(業務方法書様式第1号)	
	8月中旬	・交付金概算払い				
	11月中旬	・交付金概算払い				
	2月中旬	・交付金概算払い 【精算払い】 ～3月下旬		交付金の交付通知(業務方法書様式第2号) (交付金の概算払い) 【交付金の精算払い】	交付金概算払い受取り ②③④ 【交付金精算払い受取り ⑤】	

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 事務スケジュール

令和6年6月作成

区分	月日	林野庁	月日	地域協議会	市町	活動組織
変更交付申請				<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書受付</li> <li>・申請内容チェック、申請内容修正依頼</li> <li>・申請書受理</li> <li>・採択(変更)通知書(別紙3 様式16)</li> </ul> <p>※重要変更の場合 審査会(地域協議会)審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金変更承認申請書(交付要綱別記様式第3号-2)</li> <li>・事業実施計画書(変更)</li> </ul> <p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択(変更)通知書(別紙3 様式16)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>※交付金総額が30%を超える減額の場合</li> <li>※変更が分かった場合、早急に報告する</li> <li>・採択(変更)申請書(別紙3 様式16)</li> <li>・活動(変更)計画書(別紙3 様式11)</li> <li>・計画図(変更部分)</li> <li>・採択(変更)通知書受理</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更交付決定通知書</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・採択(変更)通知書受理</li> </ul>
状況報告	1月末日まで			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行状況報告書(交付要綱別記様式第5号) 又は、概算払い請求書(第4・四半期分)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>※交付金総額が30%未満の減額の場合</li> <li>※変更が分かった場合、早急に報告する</li> <li>変更届出書(様式16)</li> </ul>
実績報告・交付金額確定	随时	※実施状況報告は、活動終了後から隨時受付。		<ul style="list-style-type: none"> <li>※地域協議会が定める日までに提出する。 <b>【2月末まで】</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況報告書(別紙3 様式21)</li> <li>・実施状況整理票(別紙3 様式21 別紙1)</li> <li>・効果チェックシート(別紙3 様式21 別紙2)</li> <li>・活動記録兼作業写真(別紙3 様式18)</li> <li>・作業写真整理帳(別紙3 様式18 別添)</li> <li>・金銭出納簿(別紙3 様式19)</li> <li>・モニタリング結果報告書(別紙3 様式20)</li> <li>・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(別紙3 様式13)</li> <li>・領収書等その他添付書類</li> <li>・財産管理台帳(写真添付)</li> <li>・機械使用簿</li> <li>・実施状況確認通知書受理</li> </ul>
	3月上旬			<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認検査、現地調査</li> </ul>		
	3月下旬			<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会(地域協議会)へ事業実施報告</li> <li>・実施状況確認通知書(様式22号)</li> <li>・(助成金の支払い)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(請求書の提出)</li> </ul>
3月下旬まで(精算払いがある場合)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書(交付要綱別記様式第7号-2)</li> <li>・地域協議会事業実施計画書(実績に変更)</li> <li>・支払経費ごとの内訳を記載した資料</li> <li>・帳簿の写し又は交付金調書の写し</li> <li>・支払確認のための資料(契約書、請求書等)</li> <li>・事業実施等の確認のための資料(議事録等の写し)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>※活動組織注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出は全て領収書が必要</li> <li>・資機材の助成額は購入額の2分の1以内 又は3分の1以内</li> <li>・実績報告後の活動は対象外、締め切り厳守</li> <li>・支払いのための、振込み手数料は交付金対象外</li> </ul>	
	返還命令から20日以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>・併せて交付金不要額を報告</li> <li>・交付金額確定通知</li> <li>・交付金返還命令</li> </ul>		
	5月下旬まで			<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金返還 (仕入れに係る消費税が明らかにならない場合に提出)</li> <li>・消費税仕入控除税額報告書 (交付要綱別記様式第8号)</li> <li>・法人税確定申告書の写し(前前年度) 及び、損益計算書等</li> <li>・実施状況とりまとめ報告書(様式23号)</li> <li>・実施状況整理票(全活動組織分)</li> </ul>		

# 令和7年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業募集要項（予定）

## 〈背景〉

森林の有する多面的機能の発揮のためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

## 〈事業〉

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援します。

## 1 応募対象者

森林所有者、地域住民、自治会、N P O 等の地域の実情に応じた3名以上で構成する組織  
(家族は構成員3名に含めない。)

## 2 応募条件

- (1) 活動組織 ① 組織の規約が定められていること。(会費の徴収等により自立的に活動できる組織)  
② 森林所有者と活動に関する協定者を締結していること。  
③ 原則として活動組織は、対象森林と同一県内にあること。
- (2) 対象森林 ① 活動を行う時点において、森林經營計画が策定されていない森林。  
② 長期にわたって手入れがされていない里山林と判断されるもの。  
③ 活動面積は0.1ha以上。(少数第2位切り捨て)
- (3) 市町支援 ① 市町が追加の支援を行う活動。

## 3 対象となる活動

種類	活動内容				
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等				
地域環境保全タイプ	<table border="1"><tbody><tr><td>(里山林保全)</td><td>雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等</td></tr><tr><td>(侵入竹除去・竹林整備)</td><td>竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等</td></tr></tbody></table>	(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等				
(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等				
森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等				
森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り				
関係人口創出・維持タイプ	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等				

資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプ又は関係人口創出・維持タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は、関係人口創出・維持タイプに限る。）
-----------	--

注) 森林機能強化タイプ、関係人口創出・維持活動タイプ及び資機材・施設の整備並びにはサイドメニューであるため、メインメニューの森林整備を行うタイプと組み合わせることにより実施することができる。

#### 4 交付金の単価、上限、使途

##### (1) 交付金単価

種類	国の交付単価又は交付率	市町が追加の支援を行う場合の目安
① 活動推進費	112,500 円（初年度のみ）	37,500 円（初年度のみ）
② 地域環境保全タイプ（里山林保全）	1 ha 当たり 120,000 円（初年度） 115,000 円（2年目） 110,000 円（3年目）	1 ha 当たり 40,000 円（初年度） 38,334 円（2年目） 36,667 円（3年目）
③ 地域環境保全タイプ（竹林整備）	1 ha 当たり 285,000 円（初年度） 265,000 円（2年目） 245,000 円（3年目）	1 ha 当たり 95,000 円（初年度） 88,334 円（2年目） 81,667 円（3年目）
④ 森林資源利用タイプ	1 ha 当たり 120,000 円（初年度） 115,000 円（2年目） 110,000 円（3年目）	1 ha 当たり 40,000 円（初年度） 38,334 円（2年目） 36,667 円（3年目）
⑤ 森林機能強化タイプ	1 m当たり 800 円	1 m当たり 200 円
⑥ 関係人口創出・維持タイプ	年間当たり 50,000 円	年間当たり 16,667 円
⑦ 資機材・施設の整備	購入額の 1/2 以内、 一部のものは 1/3 以内	—

(2) 交付額の上限 1 活動組織当たりの交付額の上限は 500 万円／年

##### (3) 交付金の使途

区分	使途
(1) の種類欄に掲げる①～⑤	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（⑦に掲げるものを除く。）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
(1) の種類欄に掲げる⑥	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑦に掲げるものを除く。）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
(1) の種類欄に掲げる⑦	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ワインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（⑥の活動で使用するものにあっては、賃借料に限る。）、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）

## 5 提出していただく書類（各2部）

提出書類	様式	継続	新規
① 採択申請書	第12号	○	○
② 活動計画書（※計画期間は当初採択から3年間とする。）	第11号	○	○
③ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	第13号	○	○
④ 実施に係る協定書（活動に係る対象地番の地権者との協定）	第9号	○	○
⑤ 活動組織規約、構成員名簿	第8号	○	○
⑥ 付属資料（計画図：1/5000以上、資機材の見積り）		○	○
⑦ 作業安全のための規範（チェックシート）		○	○
採択決定前着手届（※早期に事業着手する場合）	第17号	審査後	審査後

※ 様式第8号、第9号は参考例ですので独自のものを使用しても構わない。  
提出に必要な様式等は、『広島県森林協会』ホームページから検索できます。

## 6 交付金申請手続き

### （1）申請方法・提出先、問合せ先

活動する森林の所在する市町の「森づくり事業担当課」に2部提出して下さい。

（1部が広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」）へ送付されます。）

#### <問合先>

広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

事務局 一般社団法人 広島県森林協会内（〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1）

TEL:082-221-7191 FAX:082-221-7194 E-mail:mori@hsk.ecweb.jp

広島県農林水産局森林保全課 森づくり推進グループ（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

TEL:082-513-3694 FAX:082-223-3583 E-mail:noushinrin@pref.hiroshima.lj.jp

### （2）募集期間（予定）

◆ 令和7年3月4日（月）～3月14日（金）の間に、市町の森づくり事業担当課に2部提出

（その内1部が市町からの「活動の有効性等に関する意見書等」を添付され地域協議会事務局に提出される。）

### （3）審査と採択通知

① 申請額の合計が令和7年度予算内示額を超える場合は、事業量の調整を行います。

② 早期に活動に着手したい場合は、「採択決定前着手届」を地域協議会へ提出して下さい。ただし、活動の交付金対象となるのは、地域協議会の審査（前年度は4月下旬）終了後、活動組織に審査結果の通知を行った日となりますので、着手予定日は4月下旬以降として下さい。

「採択決定前着手届」を提出されない場合は、国からの交付決定があり、地域協議会から活動組織へ採択通知を行った日（前年度は5月下旬）以降の活動が対象となります。

## 7 その他

その他詳細は、下記ホームページを検索して参考にしてください。

広島県森林協会ホームページ <http://www.hsk.ecweb.jp>

林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>



# 森林・山村多面的機能発揮対策

申請関係様式等記載例



森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書 (例)

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、〇〇の森保全の会と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。  
協定機関は原則3年間とする

(協定の対象となる森林)

第3条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地 対象森林の地番を具体的に記載する  
面 積 〇〇.〇ha 対象面積を記載する。

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の11に定めるとおりとする。

(森林経営計画の確認等)

第4条 森林所有者は協定締結後に協定の対象となる森林において、森林経営計画を策定しようとする場合又は事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、交付金の返還が生じることがあるので〇〇の森保全の会と事前に協議するものとする。

2 協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合にあっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第6条の規定は有効とする。

(活動計画)

第5条 〇〇の森保全の会が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の7に定めるとおりとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、〇〇の森保全の会と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、〇〇の森保全の会と森林所有者は、本書を作成し、記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇の森保全の会

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

## 活 動 計 画 書

< 記載例 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日策定

令和〇〇年〇〇月〇〇日変更

(※継続の場合で変更がある場合)

〇〇の森保全の会

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

### 1. 組織名 活動組織の名称を記載

○○の森保全の会

### 2. 所在地 活動組織の所在地を記載

○○県○○市○○1-2-1

### 3. 地区の概要、取組の背景等 対象地区の概要、取組に至る背景等を記載

○○市○○地区は・・により、集落で先祖代々守り続けている○○の森が荒廃してきた。このため、地域住民（○人）とNPO法人○が「○○の森保全の会」を設立し、○○の森を整備し、間伐体験や炭焼き体験を開催し、地域住民と都市住民の絆の森とし、地域の活性化を進める。

### 4. 取組概要

○○地区にあるクヌギ、コナラを中心とした広葉樹林について○○の森保全の会メンバーによる雑草木の刈払い、集積、処理場までの運搬を実施し、整備後に○○を植林、遊歩道の整備（一部急峻フィールドについては作業委託を実施。0.5ha）する。また、一部のフィールドにおける孟宗竹の除去を実施し、チッパーによる処理後遊歩道へ敷設する。森林資源活用タイプの活動では、フィールド内の0.5haから炭及び薪ストーブ用の原木の間伐を行い、継続的な森林整備活動の一助とするために地域内外の住民に販売する。

### 5. 構成員の概要 活動組織がどのような構成員からなっているかを記載

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

○○の森保全の会は、主に○○市○○地区の住民が集まった組織であり、構成員40名のうち35名が同地区の住民である。その他の構成員は○○市内他地区が4名、県外1名となっている。本活動組織は地域の住民を核に作られた組織であるため職種は林業、自営業、事務等様々であり、所属団体については、森林関係のNPOに所属している者が10名、環境保全に関する市民団体8名などからなる。

## 6. 年度別スケジュール

取組概要	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
1. 活動推進費 林況調査及び活動についての詳細な打合せ			
2. 実践活動			
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)	雑草木の刈払い、集積、処理 2.0 ha	雑草木の刈払い等保全管理 2.0 ha	雑草木の刈払い等保全管理 2.0 ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	侵入竹の除去、チッパー処理 0.5 ha	侵入竹の除去、チッパー処理 0.5 ha	侵入竹の除去、チッパー処理 0.5 ha
B 森林資源利用タイプ	炭焼き・薪原木の伐採（空間利用と組み合わせ） 0.7 ha	炭焼き・薪原木の伐採（空間利用と組み合わせ） 0.7 ha	
C 森林機能強化タイプ	作業道の作設・補修 90 m		
2-1. 間伐等（除伐・枝打ちを含む）実施面積		2.7 ha	2.7 ha 2.0 ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる里山林を整備する面積		3.2 ha	
D 関係人口創出・維持タイプ			
3. 資機材・施設の整備等	チェンソー2台 薪割り機1台	薪ストーブ1台設置	

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する里山林の整備を実施している場合はその里山林の面積を除外し、その年度に新たに該当する里山林の整備を実施する面積を記載する。

※4 2のDの関係人口創出・維持タイプについては、年度毎の実施内容を記載する。

7. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

タイプ名	目 標	モニタリング調査方法
里山林保全	里山の高木林、大径木林を育成する。	調査区内の相対幹距比を測定する。 (樹高、木の本数)
里山林保全	希少種、あるいは里山の指標種を保護する。	調査区内の目標対象種（○○○）の個体数を確認する。
侵入竹除去・竹林整備	繁茂したモウソウチクを完全駆除する。	調査区内の生立本数、再発生本数を測定する。
森林資源利用	木質資源を持続的に生産し、利用する。	森林から搬出され利用される木質資源の量を確認する。

（注）目標の設定及びモニタリング調査方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考すること。

8. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
令和〇〇年度	〇〇〇〇講習	講師を招き、対象森林内において間伐方法や伐採木の搬出方法等の森林施業技術に関する研修を実施する。また、刈払い機、チェンソー等動力機械の使用に関しては、初めて扱う者には事前講習を実施する。
年度		
年度		

（注）安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。【削除】 ※対象森林外でも OK

9. 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

ヘルメット、チャップス、防振手袋、  
林地内の作業やイベントを実施する場合には、稼働場所の安全確認等を行い事故の未然防止に努めるとともに、活動者等に対して傷害保険の加入など、安全性の確保を図る。〇〇保険

10. 4年目以降の活動（森林管理）計画

4年目以降も〇〇の森の保全管理を継続して実施。また、近隣の都市住民からも幅広く維持活動に協力していただける活動を継続し、地域の里山を維持・発展させる予定。

11. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

## 1.2. 持続性向上に向けた取組

自治会等にも協力を仰ぎながら若年層の参加を促し、地域の里山を守る意識の醸成を図っていく。また、森林資源利用タイプにより搬出した木材による炭の生産販売や、将来的にはシイタケ栽培を開始し、自立した活動組織による継続した里山林保全活動を行う。

※ 活動する人材の育成や確保、活動経費の確保など、活動組織が本活動計画終了後も活動を継続していくために行おうとする取り組みについて記載する。

## 1.3. その他

### (1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

(取組みが必要な作業)

除伐作業等



### (2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能發揮対策交付金以外の収入を記載すること。

- ・年会費〇〇〇円を徴収する。
- ・生産した炭の販売収入約〇〇〇円を、会の運営費に充てる。

### (3) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

#### 活動計画における取組についての委託

- ・委託機関名  
〇〇森林組合
- ・連絡先（電話番号等）  
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- ・委託時期  
〇〇年〇〇月
- ・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）  
急峻な〇小班の刈払い及び処理作業
- ・委託金額  
200,000円

番 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県森林・山村多面的機能発揮対策  
地域協議会 会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇の森保全の会  
代表 〇〇 〇〇

### 〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野  
庁長官通知）別紙3の第5の4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発  
揮対策交付金の採択を申請する。

#### 記

##### 1. 活動組織名

〇〇の森保全の会 活動組織の名称を記載

##### 2. 協定の対象となる森林の位置

対象森林の地番を記載する。なお、対象森林は「山村多面的機能発揮対策実施要領」第2の1の森林を対象  
とするが、当該森林が当該事業実施に対して規制がない森林であることを確認する。

〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇番地

##### 3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）

〇〇太郎・090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

#### 4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 (活動1年目の例)

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500円	初年度のみ	112,500円	円	円	112,500円
地域環境保全タイプ(里山林保全)	120,000円/ha 115,000円/ha 110,000円/ha	2.0ha	240,000円	円	80,000円	320,000円
地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	285,000円/ha 265,000円/ha 245,000円/ha	0.5ha	142,500円	円	47,500円	190,000円
森林資源利用タイプ	120,000円/ha 115,000円/ha 110,000円/ha	0.7ha	84,000円	円	28,000円	112,000円
森林機能強化タイプ	800円/m	90m	72,000円	円	18,000円	90,000円
関係人口創出・維持タイプ	50,000円/年					
小計			651,000円	円	173,500円	824,500円
資機材・施設の整備等	1/2以内	100,000円	50,000円	円	円	円
資機材・施設の整備等(林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋等)	1/3以内	170,000円	56,000円	円	円	円
計			757,000円	円	173,500円	930,500円
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積		2.7ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		3.2ha				

(注1) 面積は0.1ha、延長はm単位で記入。

(注2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる里山林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する里山林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに里山林の整備を実施する面積を記載すること。

(注3) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

(注4) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの交付単価は、活動計画の経過年度によって異なるので留意すること。

※資機材・施設の整備については、森林面積等の欄に購入予定額を記載し、交付金額は購入予定額に交付率を乗じた金額(千円未満切り捨て)以内を記載。また、資機材等の見積書を添付。

#### 5. 事業費(活動推進費+各タイプ計+資機材・施設の整備(購入額))

$$112,500 + 320,000 + 190,000 + 112,000 + 90,000 + 100,000 + 170,000 = 1,094,500 \text{円}$$

6. 月別スケジュール **\*2月下旬の実施状況報告書類提出に向けて、早めに取りかかること。**

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費			↔									
			対象森林の調査、打合せ									
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ（里山林保全）						↔						
						雑草木の刈払い						
							↔					
							雑草木の集積・処理					
								↔				
								作業委託（雑草木の刈払い・処理）				
A-2 地域環境保全タイプ（侵入竹除去、竹林整備）									↔			
									侵入竹の除去・処理			
B 森林資源利用タイプ						↔						
						間伐・炭焼き体験実施（教育・研修活動タイプと組み合わせ）						
C 森林機能強化タイプ							↔					
							作業道の作設・補修					
D 関係人口創出・維持タイプ												
3. 資機材・施設の整備等				↔								
				チェンソー 2台（10万）								
				薪割り機（17万）								

## 7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
○○○○講習	講師を招き、対象森林内において間伐方法や伐採木の搬出方法等の森林施業技術に関する研修を実施する。	○月
○○○○講習	刈払い機、チェンソー等動力機械の使用に関しては、初めて扱う者には事前講習を実施する。	○○月

~~(注) 安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。【削除】~~

## 8. 関係人口創出・維持タイプの相手先及び活動内容

**【地域外関係者の相手先名】相手先の事前了解の上、記載。10名以上の参加が必要。**

○○○○・090-○○○○-○○○○

**【活動内容】**

森林保全管理活動（雑草木の刈り払い）

注) 地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

### <施行注意>

作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

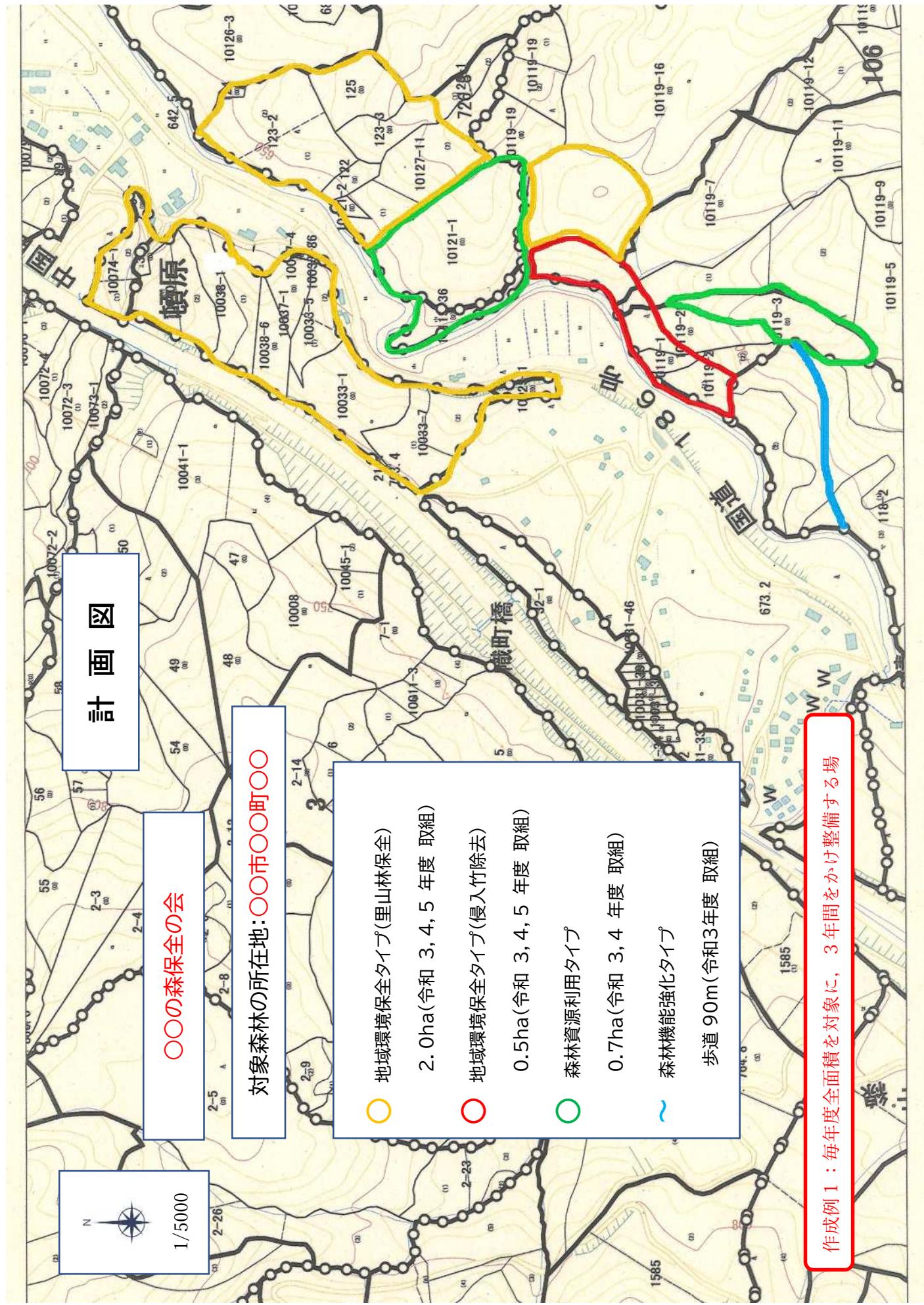
記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

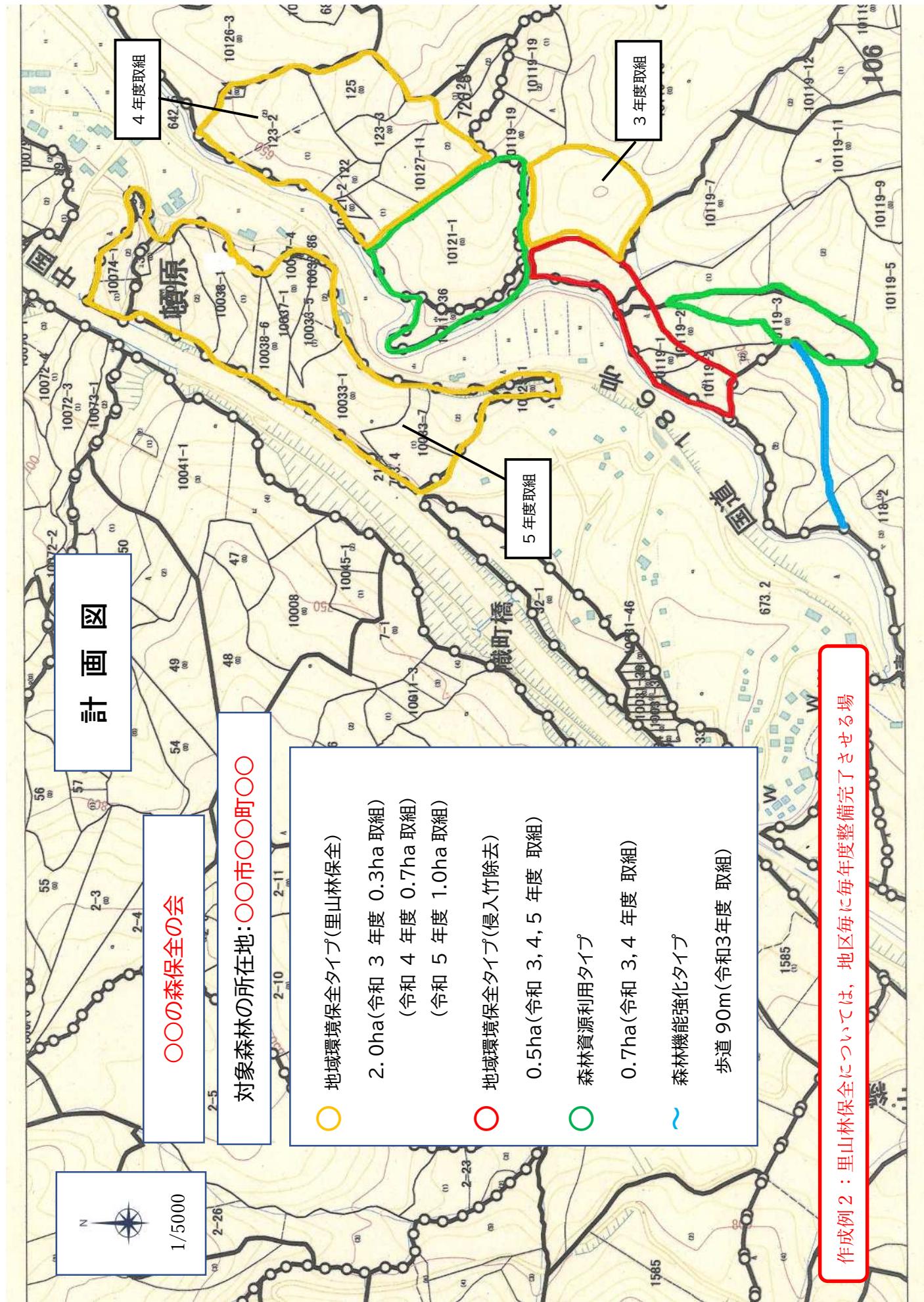
※「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」及び「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」については、林野庁HPに掲載されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

<https://www.maff.go.jp/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

[www.maff.go.jp/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon](http://www.maff.go.jp/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon)





作成例2：里山林保全については、地区毎に毎年度整備完了させる場

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け チェックシート

令和3年2月26日

林野庁

事業者名	〇〇の森保全の会
記入者 役職・氏名	〇〇 〇〇 〇〇
業種 (〇を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他(森林整備等)
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようとする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

## 環境負荷低減のクロスコントラインスチェックシート

○○保全の会

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① □	※畠苗生産を行う場合（該当しない <input checked="" type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管	□
② □	※畠苗生産を行う場合（該当しない <input checked="" type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□

申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③ □	※農薬を使用する場合（該当しない <input checked="" type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管	□
④ □	※農薬を使用する場合（該当しない <input checked="" type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存	□

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑤ □	廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
⑥ □	未利用材の有効活用を検討	□

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑦ □	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等） に努める	□

申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑧ □	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑨ □	関係法令の遵守	□
⑩ □	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に 努める	□
⑪ □	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

(注1) 申請を行う際に本様式の「該当なし」欄又は「申請時」欄に☑を付し、報告の際は「報告時」欄に☑を付して提出してください。

(注2) 記載内容に「該当しない」場合には□に☑を付してください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

番 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県森林・山村多面的機能発揮対策  
地域協議会 会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇の森保全の会  
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択決定前着手届

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙3の第5の7の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 活動組織名 〇〇の森保全の会
3. 着手予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 採択決定前の着手を必要とする理由

地域環境保全タイプの竹林整備を行うに当たり、4月下旬のタケノコが発生・成長する前に竹林の下層木や枯損竹の除去等作業環境条件を整備する必要があるため。

※着手予定年月日は、地域協議会が活動組織の採択申請書を審査し、採択する団体を決定した日以降とする。

(別記条件)

1. 採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は採択決定前着手届けを提出した活動組織が負担すること。
2. 採択決定を受けた交付金額が採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から採択決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

番 号  
年 月 日

広島県森林・山村多面的機能発揮対策  
地域協議会 会長 高木 孝夫 殿

○○の森保全の会  
代表 ○○ ○○

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書(届出書)

申請/届出のいづれかを記載

○年○月○日付け島森活地域協議会第○号で採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)別紙3の第5の6に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する(届け出る)。申請/届出のいづれかを記載

記

1. 活動組織名

○○の森保全の会 組織の名称を記載

2. 協定の対象となる森林の位置

○○県○○市の 変更前 「5林班い小班1分班、ろ小班1、2分班、  
に準林班3、4小班」

変更後 「5林班い小班1分班、ろ小班1、2分班」

変更が無ければ、変更前の森林の位置を記載

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 (変更部分を上段に朱書きする。)

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	39,020 円 112,500 円	円	13,007 円 37,500 円	52,027 円 150,000 円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000 円/ha 115,000 円/ha 110,000 円/ha	0.2ha 2.0ha	24,000 円 240,000 円	円	8,000 円 80,000 円	32,000 円 320,000 円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円/ha 265,000 円/ha 245,000 円/ha	0.5ha	142,500 円	円	47,500 円	190,000 円
森林資源利用タイプ	120,000 円/ha 115,000 円/ha 110,000 円/ha	0.7ha	84,000 円	円	28,000 円	112,000 円
森林機能強化タイプ	800 円/m	90m	72,000 円	円	18,000 円	90,000 円
D 関係人口創出・維持タイプ	50,000 円/年					
小計			361,520 円 651,000 円	円	114,507 円 173,500 円	476,027 円 824,500 円
資機材・施設の整備等	1/2 以内	100,000 円 200,000 円	50,000 円 100,000 円	円	円	100,000 円 200,000 円
資機材・施設の整備等（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋等）	1/3 以内	150,000 円 450,000 円	50,000 円 150,000 円	円	円	450,000 円 450,000 円
計			461,520 円 901,000 円	円	114,507 円 173,500 円	1,026,027 円 1,474,500 円
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		2.7ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		3.2ha				

(注) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から金額を聞いている場合等に記載すること。

#### 4. 月別スケジュール 変更後のみ記載

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費				↔								
				↔		安全講習会						
				↔								
						対象森林の調査、活動計画書等作成						
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ（里山林保全）							↔					
							→					
								↔				
							←	→				
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
									↔			
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ							↔					
							→	↔				
								↔				
								↔				
D 関係人口創出・維持タイプ							↔					
							↔	↔				
								↔				
								↔				
								↔				
3. 資機材・施設の整備				↔		刈払い機購入（5万円×5台）						
				↔		チェンソー購入（7万円×5台）						
				↔		林内作業車購入（60万円×1台）						

#### 5. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

(注) 安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。【削除】

#### 6. 関係人口創出・維持タイプの活動内容

7. 計画変更の理由（減額の理由）※減額の場合は減額する金額も併せて記載すること。

- ・「活動推進費」について、当初計画より経費を必要としなかったため、73,480円の減。
- ・「実践活動」について、計画時より参加者が少なかったため、5林班に小班3、4分班の里山林保全活動が出来なかった。

これにより、1.8 h a ×12万円（里山林保全）=216,000円の減。

- ・「資機材・施設の整備」について、※交付申請等と内容、数量が異なる場合は全て記載すること。

事業実施計画の見直し（減）により、刈払い機購入を1台減、25,000円の減  
(事業費50,000円の減)

チェンソーの購入先の見直しにより25,000円の減（事業費50,000円の減）

林内作業車の規格変更により、100,000円の減（事業費300,000円の減）

○計439,480円の減額（交付金総額の30%を超える減額）

# 活動計画書

## 〈変更記載事例〉

令和〇年〇月〇日策定

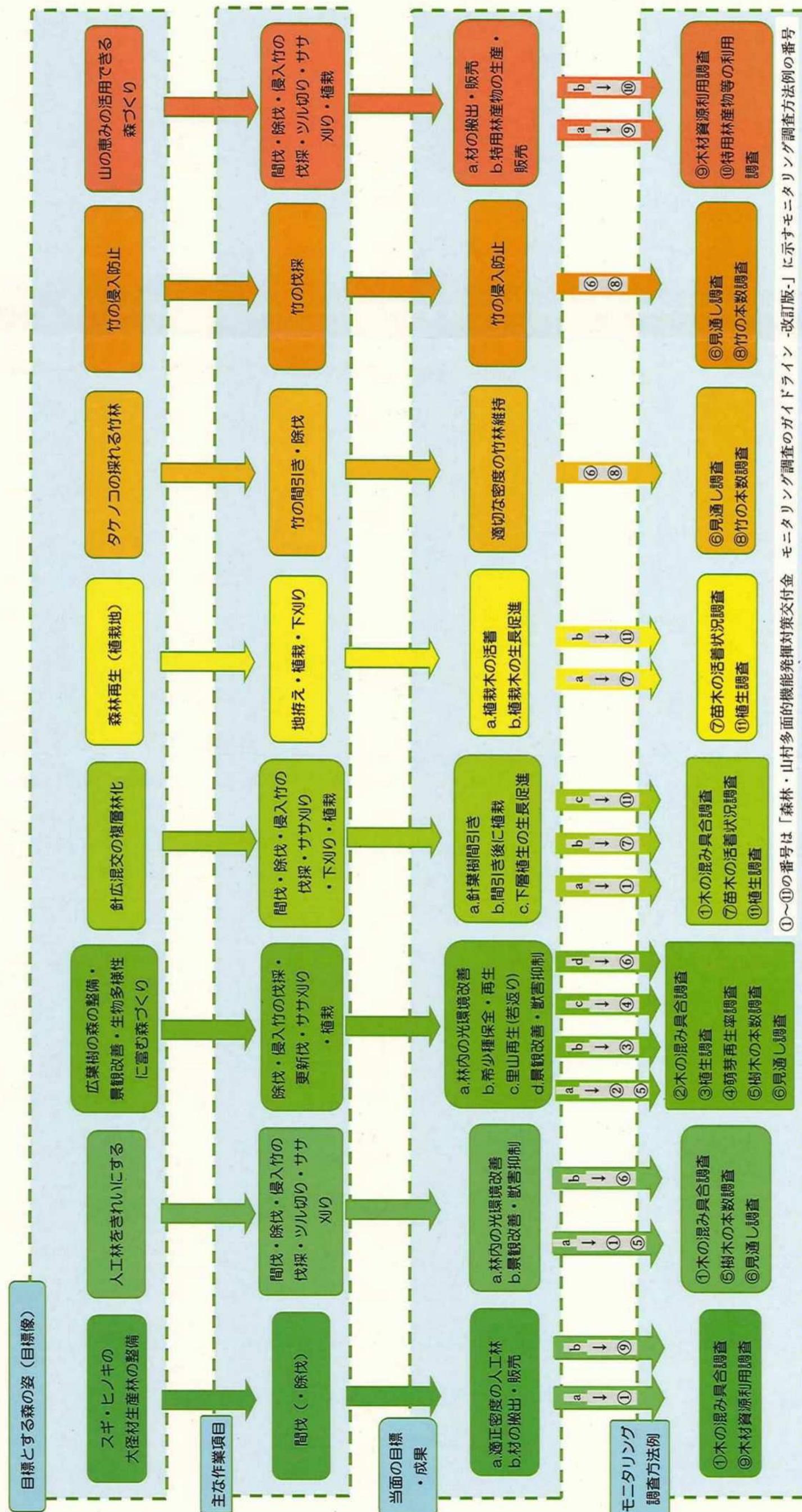
令和〇年〇月〇日変更策定

〇〇の森保全の会

## モニタリング調査に係るフローチャート

目標とする森の姿に係る主な作業項目・当面の目標とモニタリング調査方法例

モニタリング調査は、それぞれの活動組織が行っている森づくりや森林整備の進捗状況および目標達成度を数値的に把握することを目指すものです。それとの目標とする森の姿から「森林・山村多面的機能発揮対策交付金 モニタリング調査のガイドライン-改訂版-」(以下「モニタリング調査のガイドライン」)で紹介しているモニタリング調査のガイドラインから調査方法を選択する際の参考としてください。



## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

### 1. 組織名 活動組織の名称を記載

○○の森保全の会

### 2. 所在地 活動組織の所在地を記載

○○県○○市○○ 1-2-1

### 3. 地区の概要、取組の背景・取組の概要、地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与等 対象地区の概要、取組に至る背景、地域の活性化への寄与等を記載

○○市○○地区は・・により、集落で先祖代々守り続けている○○の森が荒廃してきた。このため、地域住民（○人）とNPO法人○が「○○の森保全の会」を設立。○○の森を整備し、里山環境の保全と地域の活性化に努める。

地元自治会で○○の森の荒廃が問題視されており、自治会の中から有志で○○の森保全の会を立ち上げて森林整備を行う。○○の森は市有林であり、財政状況が厳しい中で、市でも十分な管理が行えていない場所である。このことから、市の方からも協定を結び、地域住民で管理をして貰えるのであればありがたいとの声をいただいている。

### 4. 取組概要

○地区にある○を中心とした広葉樹林について○○の森保全の会メンバーによる雑草木の刈払い、集積、処理場までの運搬を実施。整備後に○を植林、遊歩道の整備（一部急峻フィールドについては作業委託を実施。0.5ha）。また、一部のフィールドにおける孟宗竹の除去を実施し、チッパーによる処理後遊歩道へ敷設する。

### 5. 構成員の概要

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

○○の森保全の会は、主に○○市○○地区の住民が集まった組織であり、構成員40名のうち35名が同地区の住民である。その他の構成員は○○市内他地区が4名、県外1名となっている。本活動組織は地域の住民を核に作られた組織であるため職種は林業、自営業、事務等様々である。所属団体については、森林関係のNPOに所属している者が10名、環境保全に関する市民団体8名などからなる。

## 6. 年度別スケジュール

取組概要	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1. 活動推進費	林況調査及び活動についての詳細な打合せ					
2. 実践活動						
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)	雑草木の刈払い、集積、処理	(3.8) 2.0 ha	雑草木の刈払い等保全管理	(3.8) 2.0 ha	雑草木の刈払い等保全管理	(3.8) 2.0 ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	侵入竹の除去、チッパ一処理	0.2 ha	侵入竹の除去、チッパ一処理	0.2 ha	侵入竹の除去、チッパ一処理	0.2 ha
B 森林資源利用タイプ		ha		ha		ha
C 森林機能強化タイプ		ha		ha		ha
2-1. 間伐等(除伐・枝打ちを含む)実施面積 人工林だけでなく天然林や竹林についても入れること		(4.0) 2.2ha		(4.0) 2.2ha		(4.0) 2.2ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる里山林を整備する面積 施業履歴等を確認する必要はなく、荒廃している等の場所であれば面積を記入すること。このとき、面積はおよその面積で記載し測量等を行う必要はない。		(4.0) 2.2ha		ha		ha
D 関係人口創出・維持タイプ	関係人口との森林保全管理活動	1				
3. 資機材・施設の整備等	チェンソー5台、刈払い機(6)5台、林内作業車1台					

※変更箇所が分かるように変更前の数量等を()で記載すること。

- ※1 延長には森林調査・見回りを除く。
- ※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。
- ※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する里山林の整備を実施している場合はその里山林の面積を除外し、その年度に新たに該当する里山林の整備を実施する面積を記載する。
- ※4 2のDの関係人口創出・維持タイプについては、年度毎の実施内容を記載する。

7. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

森林の状態を知り、森林の多面的機能がより効果的に発揮される作業を行うことを目的に、事業の開始前と後に、各組織でモニタリング調査を行う。下表は、目標に対するモニタリング方法の例。

タイプ名	目 標	モニタリング方法
地域環境保全タイプ (里山林保全)	・里山の高木林を育成する ・人工林をきれいにする	木の混み具合調査
	里山林を再生・維持する	萌芽再生率調査
	希少種を保護する	植生調査
地域環境保全タオブ (侵入竹林除去、竹林整備)	・侵入した竹を除去する ・タケノコをとれる竹林にする ・竹林景観を守る	竹の本数調査
森林資源利用タイプ	木質資源を継続的に生産・利用する	幹材積量調査
	林産物を継続的に生産・利用する	資源量調査

(注) 目標の設定及びモニタリング調査方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考すること。

8. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
令和4年度	チェーンソー安全講習会	○○森林組合から講師を呼び、会員に向けた講習会を開
令和5年度	伐倒安全講習会	○○森林組合から講師を呼び、会員に向けた講習会を開催する。
令和6年度	チェーンソー安全講習会	外部の安全講習会に出席した会員が講師となり、会員に向けた講習会を開催する。

~~(注) 安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。【削除】~~

9. 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称 具体的な装備・保険の名称を記載

ヘルメット、防護服、○○保険

10. 4年目以降の活動（森林管理）計画 4年目以降の取組の方向性についても記載

4年目以降も○○の森の保全管理を継続して実施。また、近隣の都市住民からも幅広く維持活動に協力していただける活動を継続し、地域の里山を維持・発展させる予定。

令和〇年度 実施状況整理票

都道府県名	地域協議会名	市町名	対象森林所在市町名	活動組織名	地域環境保全タイプ	構成員 アドバイザーの活用の有無	取組内容			交付金の使途(円)															
							収入			支出															
							地域外関係者の参加者数	間伐等(除伐、枝打ちを実施した面積)	資機材・施設の整備(円)	合計	自己負担額(交付金分)	小計(交付金分)	国庫分	地方分	合計	人件費	委託料	その他							
							(ha)	(ha)	(ha)	交付率 1/3以内	取組における交付金	交付率 1/2以内	資機材・施設の整備に対する交付金 に対する交付金	交付率 1/3以内	都道府県の支援額	市町村の支援額	合計	人件費	委託料	その他					
							(ha)	(ha)	(ha)	交付率 1/2以内	交付率 1/2以内	交付率 1/2以内	交付率 1/2以内	交付率 1/3以内	都道府県の支援額	市町村の支援額	合計	人件費	委託料	その他					
広島県	広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	○○市・○○町	○○市・○○町	○○の森保全の会	①森林施業、②侵入竹の伐採・除去、③森林資源の活用、④森林生態、⑤関係人口、⑥組織づくり、⑦安全管理、⑧その他	3: 下記注意書き を参照のこと。 (記載例(は)活用有)	3.0	0.5	100	1	3.0	2.0	200,000	500,000	733,000	100,000	166,000	0	257,000	1,765,000	830,000	150,000	85,000	200,000	500,000
○○市・○○町	○○市・○○町	○○市・○○町	○○市・○○町	○○の森保全の会	3: 下記注意書き を参照のこと。 (記載例(は)活用有)	2: 下記注意書き を参照のこと。	3.0	0.5	100	1	3.0	2.0	200,000	500,000	733,000	100,000	166,000	0	257,000	1,765,000	830,000	150,000	85,000	200,000	500,000
広島県	広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	○○市・○○町	○○市・○○町	○○の森保全の会	3: 下記注意書き を参照のこと。 (記載例(は)活用有)	2: 下記注意書き を参照のこと。	3.0	0.5	100	1	3.0	2.0	200,000	500,000	733,000	100,000	166,000	0	257,000	1,765,000	830,000	150,000	85,000	200,000	500,000
						1: 支出については自己負担額を含めた額を記載すること。 2: 関係人口削減・維持タイプに該当する場合は「1」を記入すること。 3: アドバイザーを活用した場合は、①～⑧の指導・助言の内容を記入すること。 ①森林施業、②侵入竹の伐採・除去、③森林資源の活用、④森林生態、⑤関係人口、⑥組織づくり、⑦安全管理、⑧その他																			

## 1 1. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

別添計画図のとおり。

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

## 1 2. 持続性向上に向けた取組

地元自治会と連携して、定期的にボランティア等を募り、森林整備を継続して実施する。

※ 活動する人材の育成や確保、活動経費の確保など、活動組織が本活動計画終了後も活動を継続していくために行おうとする取り組みについて記載する。

## 1 3. その他

### (1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

荒廃した様子が分かる代表的な写真を 1~2 枚程度添付する。

### (2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入を記載すること。

会費の徴収がないと採択の対象とならないため、組織規約（様式第 10 号第 15 条）と併せて必ず記載する。

会員から、年間 1,000 円の会費を徴収。

### (3) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

#### 活動計画における取組についての委託

・委託機関名

○○森林組合

・連絡先（電話番号等）

○○○○○一〇一〇〇〇〇

・委託時期

○○年 1 月（刈払い）

・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）

急峻な○小班の刈払い作業

・委託金額

○○万円

※ 活動を作業委託する場合は、活動組織としての活動（作業の監督や林内の見回り等）を活動計画の中で必ず明記すること。

# 森林・山村多面的機能発揮対策

実績報告関係様式等記載例



番 号  
年 月 日

広島県森林・山村多面的機能発揮対策  
地域協議会 会長 高木 孝夫 殿

○○活動組織代表  
氏 名

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

○年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の8に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録兼作業写真整理帳）  
(別紙3 様式第18号)
- 2 作業写真整理帳  
(別紙3 様式第18号別添)
- 3 ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）  
(別紙3 様式第19号)
- 4 ○年度 モニタリング結果報告書(別紙3 様式第20号)
- 5 ○年度 実施状況整理票(別紙1)
- 6 ○年度 森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート(別紙2)
- 7 ○年度 関係人口創出・維持タイプの参加者名簿
- 8 環境負荷軽減のクロスコンプライアンスチェックシート(別紙3 様式第13号)

(※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第1号も併せて添付すること。)

(別紙3 様式第18号)

令和6年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

「活動実施日時」、「活動参加人数」の欄には、実際に作業を行った時間、参加人  
数を記入。写真は、活動の内容、規模(参加人数)がわかるように写す。

## 活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)

No.: 1  
組織名: ○○の森保全の会

日付

令和6年6月15日

ダブルクリックで写真を選択

活動項目	②:地域環境保全タイプ(里山林保全)	
取組内容	活動場所	5林班 は小班 1、2分班
	活動内容	雑草木刈払い
	実施時間	10:00～12:00(2時間)
	活動員数 数参加	構成員 5 名 構成員以外 1 名 合計 5 名 撮影者含む うち地域外関係者 1 名

日付

令和6年9月14日

ダブルクリックで写真を選択

活動項目	⑤:森林機能強化タイプ	
取組内容	活動場所	6林班 ろ小班 2、3分班
	活動内容	作業道の開設
	実施時間	13:00～17:00(4時間)
	活動員数 数参加	構成員 6 名 構成員以外 2 名 合計 8 名 撮影者含む うち地域外関係者 2 名

日付

令和6年10月25日

ダブルクリックで写真を選択

活動項目	⑥:関係人口創出・維持タイプ	
取組内容	活動場所	5林班 い小班 1、2、3分班
	活動内容	侵入竹除去・チッパー処理 モニタリング調査
	実施時間	8:00～12:00(4時間)
	活動員数 数参加	構成員 2 名 構成員以外 10 名 合計 12 名 うち地域外関係者 10 名

日付

令和〇年〇月〇日

ダブルクリックで写真を選択

活動項目		
取組内容	活動場所	
	活動内容	
	実施時間	
	活動員数 数参加	構成員 名 構成員以外 名 合計 名 うち地域外関係者 名

### 活動項目

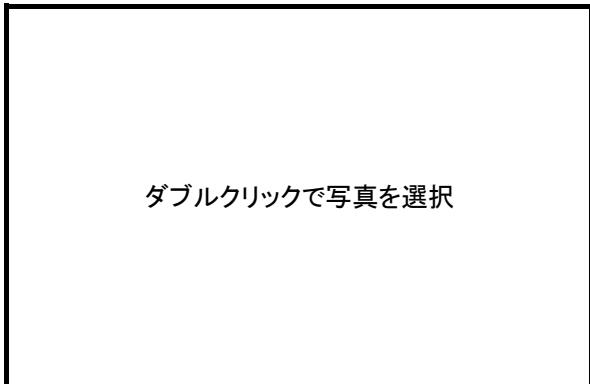
- ①:活動推進費
- ②:地域環境保全タイプ(里山林保全)
- ③:地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)
- ④:森林資源利用タイプ
- ⑤:森林機能強化タイプ
- ⑥:関係人口創出・維持タイプ

## 作業写真整理帳(活動場所毎の作業写真)

No.: 1  
組織名: ○○の森保全の会

### 作業前

令和6年6月1日



ダブルクリックで写真を選択

活動項目	②: 地域環境保全タイプ(里山林保全)	
取組内容	活動場所	5林班 は小班 1、2分班
	活動内容	雑草木刈払い

### 作業中

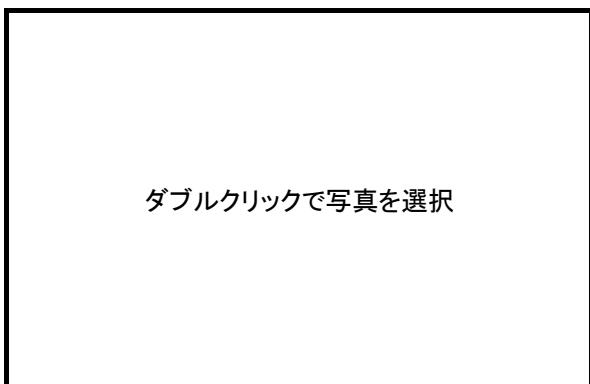
令和6年6月15日



ダブルクリックで写真を選択

### 作業後

令和6年7月25日



ダブルクリックで写真を選択

#### 活動項目

- ①: 活動推進費
- ②: 地域環境保全タイプ(里山林保全)
- ③: 地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)
- ④: 森林資源利用タイプ
- ⑤: 森林機能強化タイプ
- ⑥: 関係人口創出・維持タイプ

※活動前、活動中、活動後の状況について、それぞれ撮影すること。

※写真撮影は活動場所ごとに1箇所以上で撮影すること。

ただし、活動場所面積が1ha以上の場合は2箇所以上とする。

## (別紙3 様式第19号)

令和〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）

領収書の整理番号を記入。日当でも領収書等は必要です。

物品等については購入した日付を記載

日付	タイプ	内容 具体的な取組や購入物品等を記載	収入 (円)	立替 (円)	支出 (円)	資機材 購入費 のうち 支払 額	領収書等 番号	活動実施日	備考 (財産の 保管場所)
R4. 6. 5		会費収入	500,000						
R4. 6. 30	活動推進費	林況調査、活動実施の話し合い 人件費(4,000円×12人)	48,000	48,000				1~12	R4. 6. 1~2
R4. 7. 1	活動推進費	安全装備購入 (ヘルメット3500円×8、長靴3,000円×8)	52,000	52,000		52,000		13	R4. 7. 1
R4. 7. 1	活動推進費	安全講習 講師謝金(10,000円×1人)	10,000	10,000				14	R4. 7. 1
R4. 7. 5	地域環境保全タイプ (里山保全・竹林伐 採)	傷害保険代(10人分×1,000円)	10,000	10,000		10,000		15	R4. 7. 5
R4. 7. 20	資機材・施設の整備	刈払い機購入(5万円/台×3台) 15万円	75,000	150,000				16	○○の森保全 の会の事務所
R4. 7. 20	資機材・施設の整備	チッハー購入(40万円/台×1台)40万円	20,000	400,000				17	R4. 7. 20 同上
R4. 9. 15	地域環境保全タイプ (里山保全)	5林班は小班1、2分班の雑草木刈払い 人件費(7,000円×5人)	35,000	35,000				18~22	R4. 9. 14
R4. 9. 15	森林機能強化タイプ	6林班3小班2、3分班作業道の開設 人件費(5,000円×10)	50,000	50,000				23~32	R4. 9. 15
R4. 9. 20	地域環境保全タイプ (里山保全)	燃油代(20L×130円/L)	2,600	2,600		2,600		33	R4. 9. 20
R4. 9. 29		交付金受け取り	400,000						
R4. 9. 30	地域環境保全タイプ (里山保全)	5林班は小班1、2分班の雑草木刈払い 人件費(8,000円×5人)		40,000	40,000			34~38	R4. 9. 21
R4. 9. 30	地域環境保全タイプ (里山保全)	5林班は小班5分班作業委託打ち合わせ 人件費(1,000円×2人)		2,000	2,000			39,40	R4. 9. 23
R4. 10. 17	地域環境保全タイプ (竹林伐採)	消耗品(竹挽き鋸1,600円×4)		6,400		6,400		41	R4. 10. 17
R4. 10. 25	地域環境保全タイプ (里山保全)	作業委託経費(5林班は小班1分班間伐・集積0.5ha委託)		80,000	80,000			42	R4. 10. 18~19
R4. 10. 30	地域環境保全タイプ (竹林伐採)	5林班は小班1、2、3分班の侵入竹除去・チバーペー処理 人件費(6,000円×10人)		60,000	60,000			43~42	R4. 10. 25
		交付金受け取り(精算払い)	321,000						
		組織立替金の回収	-302,600						
		組織会費収入の残額(会費収入-自己負担額)を回収	-225,000						
		合計	996,000	0	946,000 245,000	80,000 71,000	550,000 275,000		
		うち交付金	671,000		671,000 80,000	71,000 550,000	52,000 275,000		
		うち活動推進費	110,000		110,000 58,000	52,000			

記載例

(別紙3 様式第20号)

令和6年度 モニタリング結果報告書

地域環境保全タイプ（里山林保全）、地域環境保全タイプ（竹林整備）、  
森林資源利用タイプをR2年度から実施した場合

1 活動の目標

**① 地域環境保全－里山林保全**

除伐により高木を育成し、見通しの良い里山林にする。  
本数を8本程度伐採し、相対間距比を17以上に改善する。

**② 地域環境保全－竹林整備**

荒廃竹林を、タケノコが利用できる竹林にする。  
竹密度をおおよそ3,000本/haに保つ。

**③ 森林資源利用**

搬出間伐により、地域の資源を継続的に生産・利用する。

対象森林面積：2.0ha 対象森林全体の利用可能木材資源量：2,280 m<sup>3</sup>

年間利用目標量： $2,280 \text{ m}^3 \times 0.35 \div 3 \text{ 年間} = 250 \text{ m}^3$

市町村森林整備計画の材積に係る間伐率35%以下より

2 活動実施前の標準地の状況（令和4年度）

写真

<p>立木幹材積表より 標準地の状況を記載</p>	<p>調査日：R4.7.13  <b>① 地域環境保全－里山林保全</b>          樹高：13m 本数：28本          相対間距比：14.5  <b>② 地域環境保全－竹林整備</b>          モリウチク 5,000本/ha  <b>③ 森林資源利用</b>          樹高：18m 胸高直径：30cm          本数：20本 樹種：スギ</p>	<p><b>里山林保全</b> 調査地の写真</p> <p><b>竹林整備</b> 調査地の写真</p> <p><b>森林資源利用</b> 調査地の写真</p>
	<p>対象森林全体の利用可能な木材資源量  <math>0.57 \text{ m}^3/\text{本} \times 20 \text{ 本} \times 100 = 1,140 \text{ m}^3/\text{ha}</math></p> <p><math>1,140 \text{ m}^3 \times 2.0\text{ha} = 2,280 \text{ m}^3</math></p>	

3 活動計画1年目の標準地の状況（令和4年度）

写真

<p>標準地の状況を記載</p>	<p>調査日：R5.2.20  <b>① 地域環境保全－里山林保全</b>          本数：24本 相対間距比：15.7  <b>② 地域環境保全－竹林整備</b>          モリウチク 4,200本/ha  <b>④ 森林資源利用</b>          搬出材積量 200 m<sup>3</sup></p>	<p><b>里山林保全</b> 調査地の写真</p> <p><b>竹林整備</b> 調査地の写真</p> <p><b>森林資源利用</b> 調査地の写真</p>
<p>目標達成度</p>	<p>① 50% ② 40% ③ 80%</p>	
<p>次年度に向けた改善策</p>	<p>積雪で作業期間が短くなってしまったため、次年度は冬までに計画的に整備を行う。</p>	<p>※初回と同じ場所で撮影する</p>

4 活動計画 2年目の標準地の状況（令和 5 年度）

写真

標準地の状況を記載	<p>調査日：R6.2.15          ① 地域環境保全－里山林保全          本数：22 本 相対間距比：16.4          ② 地域環境保全－竹林整備          モツウチク 3,500 本／ha          ② 森林資源利用          搬出材積量：225 m<sup>3</sup></p>
目標達成度	① 75% ②75% ③90%
次年度に向けた改善策	目標達成までの数量を意識して効率的に活動を行う。

里山林保全  
調査地の写真

竹林整備  
調査地の写真

森林資源利用  
調査地の写真

※初回と同じ場所で撮影する

5 活動計画 3年目の標準地の状況（令和 6 年度）

写真

標準地の状況を記載	<p>調査日：R7.1.15          ① 地域環境保全－里山林保全          本数：20 本 相対間距比：17.2          ② 地域環境保全－竹林整備          モツウチク 3,000 本／ha          ② 森林資源利用          搬出材積量：250 m<sup>3</sup></p>
目標達成度	① 100% ②100% ③100%

里山林保全  
調査地の写真

竹林整備  
調査地の写真

森林資源利用  
調査地の写真

※初回と同じ場所で撮影する

(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考すること。

## 森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート

## 1. 活動組織の概要

①活動組織名				取得年数	年
②主な対象森林の所在地	都道府県		市区町村		
③活動計画の取組年度	<input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目				
④活動タイプ等 (○年度)	<input type="checkbox"/> 活動推進費 <input type="checkbox"/> 里山林保全 <input type="checkbox"/> 竹林整備 <input type="checkbox"/> 森林資源利用 <input type="checkbox"/> 森林機能強化 <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 資機材購入				
⑤地域住民の比率	<input type="radio"/> 90%以上 <input type="radio"/> 75~90% <input type="radio"/> 50~75% <input type="radio"/> 25~50% <input type="radio"/> 25%未満				
⑥活動目標					

※③・④・⑤欄は、該当する□又は○にチェックを付けてください。

※「地域住民」とは、活動対象地と大字単位で同じか隣接する場所に居住する方を指します。

## 2. 活動の変化・成果の確認(※本交付金の取得前と比較の上でご回答ください。)

※以下の項目について、実現ができていると思う場合には、右側の□にチェックを入れてください。

※チェック欄は、活動計画1年目の時は「1年間」、2年目の時は「2年間」、3年目の時は「3年間」の活動を通じた変化・効果を記載してください。

項目	効果	チェック欄
活動（横展開） の 広がり	活動組織の構成員数が増加した	<input type="checkbox"/>
	幅広い年齢層が協力して活動を行った	<input type="checkbox"/>
	新聞や雑誌、広報誌などで活動を紹介された	<input type="checkbox"/>
	他団体（活動団体、企業、自治体等）との協力関係がうまれた	<input type="checkbox"/>
	外部（異なる集落や都市）の住民も森林整備活動に参加した	<input type="checkbox"/>
活動（自立性） の 持続性	構成員が森林整備のための技術や安全管理の資格を取得した	<input type="checkbox"/>
	森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた	<input type="checkbox"/>
	森林整備のために利用可能な本交付金以外の資金が増えた	<input type="checkbox"/>
	若い世代（40歳未満）が参加しており、長期的な活動が可能である	<input type="checkbox"/>
	本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある	<input type="checkbox"/>
地域（景観） 貢献	対象森林が明るくなり、見通しが良くなつた	<input type="checkbox"/>
	活動組織の構成員以外から景観が良くなつたと言われるようになった	<input type="checkbox"/>
	対象森林や周辺で不法投棄されるゴミの量が減った／ゴミのない状態を維持している	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、観光資源としても利用できるようになった	<input type="checkbox"/>
	在来種や歴史性を考慮した地域ならではの景観を守っている	<input type="checkbox"/>
地域（文化教育） 貢献	対象森林が、地域の憩いの場として活用されている	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、地域の子供たちの自然体験活動や学習・教育の場となっている	<input type="checkbox"/>
	地域の幼稚園、保育園、小中学校のいずれかと協力関係にある	<input type="checkbox"/>
	対象森林から得られた資源を伝統工芸品づくりに活用した	<input type="checkbox"/>
	伝統文化の維持や郷土食づくりに貢献する活動を行った	<input type="checkbox"/>

地域 (その他 貢献)	鳥獣被害が軽減された（野生鳥獣の出没・侵入が減った）	<input type="checkbox"/>
	地域の農業と連携した活動を行った	<input type="checkbox"/>
	希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している	<input type="checkbox"/>
	土砂流出が軽減されるなど自然災害の防止に役立った	<input type="checkbox"/>
	特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している	<input type="checkbox"/>

※災害等が発生し、計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を特記事項にご記入ください。

### 3. 関係人口の創出について

今年度に実施した本交付金の活動における地域外からの活動参加者の「延べ人数」及び昨年度の参加者の「延べ人数」の比較について記載してください。

①今年度の地域外からの参加者数 (延べ人数を記載してください。)	人
②昨年度の地域外からの参加者との比較 (延べ人数で比較して、「増加した」か「減少した」のどちらかに記載してください。)	<input type="checkbox"/> 増加した ( ) 人 <input type="checkbox"/> 減少した ( ) 人 <input type="checkbox"/> 変化なし

### ■ 特筆事項(災害等の状況)

自然災害等により、活動を計画どおりに行うことが困難な状況が生じた場合は、期待どおりの効果が得られないことも想定されます。

災害等が発生し計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を選択し、該当がなければその他に簡単にご記入ください。

- 災害等で活動区域が被害を受け、活動が行えなかった。
- 災害等で活動区域までの道が被害を受け、活動が行えなかった。
- 土地所有者との協定が締結できず活動を行えなかった。
- 感染症等の感染防止ため活動を行えなかった。
- その他



## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 機械等使用簿

## 【 令和 年度 】

使用日	使用時間		使用機種	使用状況				備 考
	自	至		使用者	場 所	作業量	燃料(L)	
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						
・	:	:						

(別記様式第1号)

申請年月日	令和 年 月 日
令和 年度 第 号	

広島県森林・山村多面的機能発揮対策  
地域協議会 会長 高木 孝夫 殿

※活動組織に文書番号がない場合、申請年月日のみ記載。

(活動組織)

(代表)

令和〇年〇月〇日付け〇広島地域協議会第〇〇号にて採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	円
	既交付額 ②	円
	今回申請額 ③	円
	採択決定額（年間交付額）との差額 ④=①-②-③	円

継続の活動組織で、口座内容に変更がない場合は、以下は省略できます。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）									
金融機関名							支店名		
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
預金種別（該当のものにレ印を記入）									
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知									
※ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。※									
ゆうちょ銀行									
記号（6ヶタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）			
店名							店番		
				店					
預金種目（該当のものにレ印を記入）						口座番号（右づめで記入）			
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座									
口座名義	フリガナ								
	口座名義								
住所	(〒 - - - )					都道府県	市区町村		

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。



# 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領

制定 平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号  
林野庁長官通知  
最終改正 令和 6 年 3 月 28 日 5 林整森第 272 号

## 第 1 通則

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づく森林・山村多面的機能発揮対策（以下「本対策」という。）の実施については、交付要綱に定めるものほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第 2 事業実施主体及び事業の実施方法

- 1 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「本交付金」という。）の交付金を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、地域協議会（別紙 1 に定める要件を満たし、都道府県、市町村、関係団体等により構成される協議会をいう。以下同じ。）とし、地域協議会及び活動組織（別紙 2 に定める要件を満たし、地域住民等の合意により設置する組織をいう。以下同じ。）の本対策に関する活動内容に応じ、別紙 3 に基づき、本交付金を交付するものとする。
- 2 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金（以下「推進交付金」という。）の交付金を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、都道府県とし、市町村との役割分担の下、別紙 4 に基づき、本対策による取組を推進するものとする。

## 第 3 実施体制

### 1 国の役割

国は、地方公共団体、地域協議会及び活動組織に対し、それぞれの役割分担の下、本対策による取組が適切かつ効率的に行われるよう、支援及び指導を行うこととする。

### 2 地方公共団体の役割

- (1) 都道府県知事は、本対策による地域の取組を効果的に推進するために、地域協議会に対する支援・指導等を行うとともに、活動組織に対する支援・指導等を行うよう努めるものとする。また、必要に応じて、交付状況の点検及び効果の評価を行うため、第三者機関を設置することができるものとする。
- (2) 市町村長は、本対策による取組が円滑に実施されるよう、所管する行政区域内での活動組織による活動の有効性を確認しつつ、活動組織への指導等を行うとともに、支援を行うよう努めるものとする。

### 3 地域協議会の役割

(1) 活動組織への交付金の交付

地域協議会は、本交付金を活動組織に交付する。

(2) 活動組織に対する支援や指導等

- ア 活動組織に対する活動が可能な対象森林の情報提供。
- イ 活動組織を対象とした技能・安全研修。
- ウ 活動組織への資機材の貸与及び当該貸与に供する資機材の購入等。
- エ 活動組織に対する持続性向上のための取組についての支援・指導等。
- オ 本交付金の交付終了後の活動組織に対する持続性向上のための支援等。
- カ その他本対策の推進に必要な支援・指導等。

(3) 活動組織と地方公共団体との連絡調整の実施

- ア 活動組織による活動の有効性を審査するに当たっての市町村への意見聴取。
- イ 必要に応じて実施する地方公共団体による活動組織に対する支援に関する協力。

4 活動組織の役割

本対策に係る活動に取り組む活動組織は、森林・山村の多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。

また、本対策の実施期間が終了した後においても、自立的な山村の活性化に資する取組を継続するよう努めるものとする。

第4 実施期間

令和4年度から令和8年度までとする。

第5 交付金の会計経理

1 証拠書類の保管

地域協議会及び本交付金の交付を受けた活動組織は、証拠書類を保管するものとする。

(1) 地域協議会

地域協議会長又はその地位を継承した者は、本対策の交付申請の基礎となつた証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を本対策に係る事業が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 本交付金及び推進交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書及び承認書類

ウ その他本対策に関する書類

(2) 活動組織

活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、本交付金の交付を受けた日が

属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間次に掲げる書類を保管しなければならない。

- ア 本交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- イ 金銭出納簿
- ウ 領収書等支払を証明する書類
- エ その他本交付金に関する書類

## 2 会計経理の適正化

活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- (1) 本交付金は、他の事業と区分して経理を行うこと。
- (2) 本交付金は、事業計画書に記載した内容に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- (3) 金銭出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、金融機関に口座を設けること。

## 3 抽出検査の実施

林野庁長官等（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）は、必要に応じて、活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

## 第6 報告

地域協議会長は、毎年度、当年度の業務内容を記載した年度事業報告書、財務諸表及び収支計算書並びに次年度の業務内容を記載した年度事業計画書及び収支予算書を総会終了後速やかに林野庁長官等に提出するものとする。

## 第7 電子情報処理組織による提出等

地域協議会長は、林野庁長官等への提出について本要領の定めにかかわらず、交付申請等を農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要領に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 交付事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 林野庁長官等は、第1項の規定により交付申請等が行われた地域協議会長に対する通知、承認、指示及び命令については、地域協議会長が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 地域協議会長が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

## 第8 成果の取扱い

地方公共団体、地域協議会及び活動組織は、林野庁長官等が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

また、地方公共団体、地域協議会及び活動組織は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果及び実績等について、林野庁長官等から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

附則（平成25年5月16日付け25林整森第74号）

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附則（平成26年4月1日付け25林整森第273号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

また、この通知による改正前の森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（平成27年4月9日付け26林整森第231号）

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

また、この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（平成28年4月1日付け27林整森第224号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（平成29年3月31日付け28林整森第334号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（平成30年3月27日付け29林整森第281号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（平成31年3月27日付け30林整森第251号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の

例によることとする。

附則（令和元年5月28日付け元林政政第71号）

- 1 この通知は、令和元年5月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和2年3月30日付け元林整森第186号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（令和3年4月1日付け2林整森第217号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（令和4年4月1日付け3林整森第233号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

附則（令和5年4月1日付け4林整森第230号）

この通知は令和5年4月1日から施行する。

この通知による改正前の森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

附則（令和6年3月28日付け5林整森第272号）

この通知は令和6年4月1日から施行する。

この通知による改正前の森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

(別紙1)

## 地域協議会

### 第1 範囲

地域協議会は、原則として、各都道府県の全域をその区域として設置するものとする。

### 第2 構成員の要件

- 1 原則として、会員に、都道府県、市町村を含むものとし、その他、地域の実情に応じて、学識経験者や非営利団体等を選任するものとする。なお、会員に、女性を1名以上含むものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、公益法人等を地域協議会として活用することができるものとする。この場合、当該団体の組織運営及び事業活動に関し、必要に応じて都道府県が指導・監督を行うものとし、定款、諸規程等について所要の変更手続を行うこととする。なお、本対策の実行に当たっては、行政機関の役割を明確にするとともに、学識経験者等及び女性の意見を考慮し取り組むものとする。

### 第3 地域協議会の要件

地域協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域協議会長が定められていること。
- (2) 本対策に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。
  - ア 地域協議会規約
  - イ 事務処理規程
  - ウ 会計処理規程
  - エ 文書取扱規程
  - オ 内部監査実施規程
- (3) 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 第4 設置手続

- 1 地域協議会を設置しようとする者は、第3の（2）に掲げる規程において様式第1号から第5号までに示した規程例等を参考に定めるとともに、地域協議会の業務方法書及び事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。
- 2 1の議決により、地域協議会長は、本対策に係る事業を実施しようとするときは、林野庁長官等に会員名簿、地域協議会規約その他の規程、業務方法書及び事

業計画書を添えて、第2及び第3の要件を満たすことについて承認を様式第6号により申請しなければならない。

3 林野庁長官等は、2の申請の内容を審査し、第2及び第3の要件を満たすものであると認められる場合には、速やかにこれを承認し、その旨を地域協議会長に通知しなければならない。

## 第5 規約変更手続等

- 1 地域協議会長は、第3の（2）の地域協議会規約その他の規程を変更したときは、速やかに様式第7号により林野庁長官等に届け出なければならない。
- 2 林野庁長官等は、地域協議会が第2及び第3の要件を欠いたと認められる場合又は本対策に係る事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、第4の3の承認を取り消すことができるものとする。なお、当該承認を取り消したときは、その理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

## 第6 関係書類の閲覧

林野庁長官等は、必要に応じて、本対策に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、活動組織に対して行った助成に係る経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類の閲覧を求めることができる。

## 第7 経理事務指導

林野庁長官等は、必要に応じて、地域協議会に対し、本対策に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、活動組織に対し、助成に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

## 第8 証拠書類の保管

地域協議会長又はその地位を継承した者は、本対策の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、本交付金に係る国からの各交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 第9 個人情報の適切な管理

- 1 地域協議会は、本交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。
  - (1) 本人の同意を得ている用途及び本交付金に係る事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと。
  - (2) 本交付金に係る事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと。

- (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること。
  - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに林野庁長官へ報告すること。
  - (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること。
- 2 林野庁長官等は、地域協議会に対し、本対策に係る事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、隨時報告を求めることができる。また、林野庁長官等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、地域協議会は林野庁長官等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

#### 第10 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、業務方法書その他本対策を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努める必要がある。

(別紙2)

活動組織

第1 目的

活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員等による活動を通じ、地域の森林の資源の利用を図ることを目的として設立する。

第2 構成員

活動組織は、森林所有者、地域住民、自治会、地域外関係者等の地域の実情に応じた、3名以上の者で構成する。

第3 規約等の要件

活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 活動する森林の所在する都道府県内に主たる事務所を置いていること。
- (3) 本交付金の事務手続を円滑かつ効率的に行うとともに本対策の実施期間の終了後も継続して活動を行うため、活動組織の意思決定方法、自主財源の調達方法、会計の処理方法、その責任者、内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約等（規約や定款など、活動組織の運営を定めた文書をいう。）が様式第8号に示した例を参考に定められていること。
- (4) 活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で第4に掲げる事項を定めた協定が締結されていること。

第4 協定

活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で、様式第9号に示した例を参考に、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 協定の締結者の住所及び氏名
- (2) 協定の目的
- (3) 協定期間
- (4) 協定の対象となる森林
- (5) 森林経営計画の確認等
- (6) 活動計画
- (7) その他必要な事項

(別紙3)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金（本交付金）に係る事業の実施方法

第1 事業内容

本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。

(1) 交付・申請事務

地域協議会が、活動組織から提出された申請書等を市町村の意見を踏まえて審査するとともに、適當と認められるものについて取りまとめの上、林野庁長官等に申請を行う。また、活動組織に対し、本交付金の交付額等の通知及び交付を行う。

なお、地域協議会は、様式第10号の環境負荷低減のチェックシートを記入の上、林野庁長官等に提出すること。

(2) 確認事務

地域協議会が毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動状況を確認する。

(3) 活動組織が実施する活動への交付金の交付

活動組織が実施する以下の活動に対して、本交付金を交付する。

種類	活動内容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	
(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要

	な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り
関係人口創出・維持タイプ	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
資機材・施設の整備等	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプ又は関係人口創出・維持タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は、関係人口創出・維持タイプに限る。）

- ア 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ及び森林機能強化タイプの同一年度の同一箇所で重複適用は認められない。
- イ 森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。
- ウ 関係人口創出・維持タイプの活動は、地域外関係者の参加を得て活動することが、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

#### (4) その他

本交付金事業の実施に必要な事項。

## 第2 対象森林等

### 1 対象森林等

- (1) 本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林とする。
- (2) 森林機能強化タイプについては、様式第11号の6の年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道等（森林経営計画を策定している森林内を含む。）とする。

### 2 面積及び延長の測定

森林計画図等、縮尺5,000分の1以上の図面を使い、算定された面積及び作業道等の延長を対象森林の面積及び延長とすることとし、森林計画図等の図面がない場合には、現地において実測するものとする。

### 3 地域外関係者

地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。

### 第3 本交付金の交付

- 1 林野庁長官等は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会に対し本交付金を交付する。
- 2 本交付金の交付を受けた地域協議会は交付を受けた額のうち第1の(3)の事業の実施に必要な経費を業務方法書別紙1様式第6号別添2別記様式第1号に基づき、活動組織に交付するものとする。

### 第4 交付金の使途

#### (1) 地域協議会

本交付金のうち地域協議会運営費の交付対象となる経費は、次の(ア)から(コ)までとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、別表のとおりとする。

- (ア) 技術者給
- (イ) 賃金
- (ウ) 謝金
- (エ) 旅費
- (オ) 需用費
- (カ) 通信運搬費
- (キ) 委託料
- (ク) 使用料及び賃借料
- (ケ) 備品費
- (コ) 資機材購入費

#### (2) 活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる経費は次に定めるとおりとする。

##### ア 本交付金の算定

本交付金の交付額は、イに規定する種類毎の交付単価又は交付率をそれぞれ該当する対象森林の面積等に乗じて得た金額の合計とする。

##### イ 交付単価

国の交付金による交付単価又は交付率は、次に掲げる表中の種類ごとに定めるとおりとする。

なお、地方公共団体が、本交付金と連携して一体的に地方単独事業として独自に交付する場合、本交付金の同額を上限として、所要の地方財政措置が講じられている（このことは、地方公共団体で国の交付金の額を超える補助を行うことを妨げるものではない。）。

種類	国の交付単価又は交付率	(参考)優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安
①活動推進費	112,500円（初年度のみ）	左記の額の1/3の額
②地域環境保全タイプ (里山林保全)	1ha当たり 120,000円（初年度） 115,000円（2年目） 110,000円（3年目）	左記の額の1/3の額
③地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	1ha当たり 285,000円（初年度） 265,000円（2年目） 245,000円（3年目）	左記の額の1/3の額
④森林資源利用タイプ	1ha当たり 120,000円（初年度） 115,000円（2年目） 110,000円（3年目）	左記の額の1/3の額
⑤森林機能強化タイプ	1m当たり800円	左記の額の1/3の額
⑥関係人口創出・維持タイプ	年間当たり 50,000円	左記の額の1/3の額
⑦資機材・施設の整備等	購入額の1/2以内	—
	購入額の1/3以内	—
	賃借料の1/3以内	—

注1) 地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織は、実施要領別紙3の第5の8に定める実施状況の報告を行うに当たり、様式第21号別紙1の「収入」の欄に、本交付金と分けて、地方公共団体別の補助の額を記入することとする。実施要領別紙3の第7に基づき、地域協議会長が林野庁長官等に報告する場合も同様とする。

注2) ②、③及び④の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

注3) ⑤の延長は森林調査・見回りを除く。

注4) ⑦のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は購入額の1/3以内とする。

注5) ⑦のうち、賃借料の1/3以内を交付するものは、⑥の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。

#### ウ 交付額の上限

一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円とする。

### エ 交付金の使途

区分	使途
イの種類欄に掲げる①～⑤	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品((⑦に掲げるものを除く。)、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの種類欄に掲げる⑥	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品((⑦に掲げるものを除く。)、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの種類欄に掲げる⑦	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ワインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ(⑥の活動で使用するものにあっては、賃借料に限る。)、携帯型G P S機器、設置費等(汎用性のある物品等は対象外)

## 第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

### 1 対象活動

本交付金の交付の対象となる活動は、第5の3に定める活動計画に基づくものとする。

### 2 協定

活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者との間で、別紙2の第4に定める協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。

### 3 活動計画

活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を様式第11号により作成するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動する地区の概要、取組の背景等
- (3) 年度別スケジュール
- (4) 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法(地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載)
- (5) 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容
- (6) 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

(7) 計画図

(8) 活動の持続性向上に向けた取組

(9) その他必要な事項

#### 4 採択申請

- (1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、様式第12号により地域協議会長に提出するものとする。
- (2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった申請書に添付された活動計画書について、申請書を審査するに当たり、様式第14号により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。
- (3) 地域協議会長は、市町村の意見を踏まえ(1)により提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、様式第15号により、活動組織の代表者に通知するものとする。
- (4) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。
- ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性及び当該森林において発揮を期待すべき機能を確認していること。
- イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
- ウ 活動期間中に毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施することにより、一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。
- エ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- オ 3年間の活動計画書を策定していること。なお、活動計画書に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていないこと。
- カ 活動計画書に、活動の目標、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること。
- キ 活動組織は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、提出されていること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- ク 様式第13号の環境負荷低減のチェックシートについて、(1)と併せて活動組織から地域協議会へ提出され、チェックシートに記載された各取組につ

いて事業実施期間中に実施する旨チェックされていること。

- (5) 地域協議会長は、(1)により提出された書類を審査の上、地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援（資機材・施設の整備に係る支援を除く。）を行う活動について優先的に採択するものとする。
- (6) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査するに当たっては、次に掲げる活動に該当するものについて採択に当たり優先するよう配慮する。
- ア これまで長期間にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）
- イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動であること。
- ウ 地方公共団体が地方単独事業により支援を行う活動であること（前号の支援額を下回るもの。）。
- (7) 地域協議会長は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条に規定する「特定有人国境離島地域」で計画された活動については、そのほかの地域の活動とは別に審査し、採択することができる。
- (8) 地域協議会長は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に定める「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち農地等の維持保全にも資すると認められるものについては、優先的に採択することができる。
- (9) 地域協議会長は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づき都道府県又は市町村が定める国土強靭化地域計画に位置付けられた活動であるかを踏まえつつ審査するものとする。
- (10) 地域協議会長は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け（12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第4の1又は第4の3に定める林地化が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。
- (11) 地域協議会長は、農山漁村振興交付金（中山間地域等農用地保全総合対策）実施要領（令和4年12月2日付け4農振第2166号農林水産省農村振興局長通知）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知）別表1の事業メニュー一欄の1の(5)のオの計画的な植林が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。

## 5 規模要件

- (1) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの取組面積は、それぞれ0.1ha以上とする。
- (2) 森林機能強化タイプの取組延長（森林調査・見回りを除く）は1m以上とす

る。

- (3) 関係人口創出・維持タイプの地域外関係者の参加人数は、10名以上とする。

## 6 採択内容の変更

活動組織の代表者は、4の(3)により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、様式第16号により、地域協議会長の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、地域協議会長へ届出を行うものとする。届出を行う場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、様式第16号により提出するものとする。変更承認申請及び届出を行う場合は、様式第16号と併せて、変更があった活動計画書、協定又は規約等を提出すること。

- (1) 対象森林面積の変更。  
(2) 取組延長に応じた単価が設定されている活動内容については、取組延長の変更。  
(3) 資機材・施設の整備等については、内容の変更。ただし、交付金の減額や数量の減は除く。  
(4) 活動の中止又は廃止。  
(5) 4の(3)により通知された交付金総額の30%を超える減額。

## 7 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知又は地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した採択決定前着手届を様式第17号により、国又は地域協議会にそれぞれ提出するものとする。

- (1) 活動組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。  
(2) 活動組織は、本交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。そのため、活動組織は、様式第18号の活動記録兼作業写真整理帳に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。また、本交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。  
ア 本交付金の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。  
イ 本交付金の使用は、活動計画書の記載内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。  
ウ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は様式第19号により作成する。  
(3) 活動組織は、本交付金に係る活動の一部を当該活動組織以外の者に委託することができる。この場合、活動組織は、受託者の作業内容を適切に監督することとする。  
(4) 活動組織は、活動期間中は毎年一回以上の安全講習や森林施業技術の向上の

講習を実施するとともに傷害保険への加入等の措置を講じるものとする。

- (5) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、様式第20号により地域協議会へ報告するものとする。
- (6) 地域協議会が資機材を購入して活動組織へ貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
  - ア 活動組織への資機材の貸与は、目的、管理責任者、貸与料等を明らかにして、適正に実施するものとする。
  - イ 地域協議会は、資機材のメンテナンスを実施するものとする。
  - ウ 地域協議会と活動組織の間において、貸与の目的、期間、貸与料、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものとする。
  - エ 地域協議会が活動組織に対して貸与料を徴収する場合の貸与料は、「地域協議会が負担した額（＝購入額－購入額に係る交付額）／耐用年数×年間管理費」以下とする。

## 8 実施状況の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、様式第21号の実施状況報告書に様式第13号、様式第18号及び第19号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、地域協議会に報告するものとする。

## 9 実施状況の確認

- (1) 地域協議会長は、活動計画書に定められている事項の実施状況について、8に基づき報告された書類等の審査により確認するほか、必要に応じて、活動組織の構成員の立会の上、現地を確認するものとする。
- (2) 地域協議会長は、活動計画書に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、活動組織の代表者に対し様式第22号により通知するものとする。
- (3) 地域協議会長は、(2)の場合において、既にその実施状況に応じた交付金の額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返納を求めるものとする。
- (4) 活動組織の代表者は、(3)の規定による交付金の返納を求められた場合、速やかに当該交付金額を納付するものとする。

## 第6 本交付金の交付方法

- 1 林野庁長官等は、地域協議会からの申請に基づき、第4の金額の範囲内で、地域協議会に本交付金を交付する。
- 2 地域協議会は、活動を実施する活動組織から交付申請に基づき、第4の金額の範囲内で、活動組織に本交付金を交付する。
- 3 活動組織は、採択通知書の記の3の取組メニュー欄に掲げる資機材・施設の整備等とそれ以外の交付金の相互間の流用をしてはならない。

## 第7 活動組織の実施状況の報告

地域協議会長は、毎年度、活動組織の実施状況について、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、様式第23号により林野庁長官等に報告するものとする。

なお、地域協議会は、様式第10号の環境負荷低減のチェックシートを記入の上、林野庁長官等に報告するものとする。

## 第8 本交付金の返還

1 地域協議会長は、活動組織に対して、以下の条件を付すものとする。

### (1) 対象活動の不適合等

- ア 活動組織の活動が活動計画の内容に沿わないと地域協議会長が認めた場合、活動組織は交付された本交付金の全部又は一部を活動開始年度に遡って返還すること。ただし、対象森林の減少が伴う場合は、(2)の規定によることができる。
- イ 本交付金が、計画された活動の実施以外の目的に使用されていると地域協議会長が認めた場合、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当する金額の返還すること。

### (2) 転用による対象森林面積の減少

活動計画中及び事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に本交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用（本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為、活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為、その他の本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ地域協議会長に届け出るとともに、当該行為をしようとするうち当該対象森林部分に相当する交付金を遡って返還すること。

2 地域協議会は、活動組織からの本交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

3 1において、自然災害その他やむを得ない理由や交付対象者の責に帰することができない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。

4 地域協議会長は、活動組織が本交付金を返還するような事態を防止するため、活動組織に対し、活動計画書の記載事項を遵守した活動等が実施されるように指導するものとする。

(別紙3 別表)

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22 経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。</p>
2 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とする。</p>
3 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、技術者の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とし、原則として、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。ただし、地域協議会の構成員に対しては、必要に応じ謝金を支払うことができるものとする。</p>
4 旅費	事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。
5 需用費	事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。
(1) 消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
(2) 印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。
6 通信運搬費	事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費とする。

7 委託料	当該事業の補助の目的である事業の一部分を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。
8 使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）。
9 備品費	事業を実施するために追加的に必要となる備品等の調達に必要な経費とする。
10 資機材購入費	事業を実施するために追加的に必要となる、活動組織への貸与に供する資機材の購入に必要な経費の1/2以内又は1/3以内の額とする。

## (別紙4)

### 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金（推進交付金）に係る事業の実施方法

#### 第1 事業内容

推進交付金の対象とする事業内容は、以下のとおりとする。

##### 1 都道府県推進事業

3の（1）及び（3）に掲げる事業。

##### 2 市町村推進事業

3の（2）及び（3）に掲げる事業。

##### 3 事業の内容

###### （1）地域協議会への支援及び指導並びに活動組織への支援

地域協議会への支援及び地域協議会が行う事業の適切な実施のための書類の監査その他の指導並びに活動組織への関係人口創出・維持タイプに関する支援を行う。

###### （2）推進・指導

###### ア 活動組織等への説明会

毎年度、活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本対策の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

###### イ 活動に関する指導・助言

活動組織に対し、適宜指導を行い、事業計画書に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。

###### （3）その他推進事業の実施に必要な事項

#### 第2 推進交付金の交付

1 林野庁長官等は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県に対し推進交付金を交付する。

2 推進交付金の交付を受けた都道府県は交付を受けた額のうち第1の2の事業の実施に必要な経費を遅滞なく、市町村に交付するものとする。

#### 第3 推進交付金の対象経費

推進交付金の交付対象となる経費は、次の（1）から（8）までとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、別表のとおりとする。なお、都道府県推進事業及び市町村推進事業の推進交付金は、国の交付決定通知を受けて事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、都道府県はあらかじめその理由を明記した交付決定前着手届を別紙3様式第15号により、林野庁長官等に提出するものとする。

##### （1）人件費

- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 通信運搬費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借費
- (8) 備品費

(別紙4 別表)

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 人件費	会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。
2 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、技術者の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とし、原則として、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。ただし、地域協議会の構成員に対しては、必要に応じ謝金を支払うことができるものとする。</p>
3 旅費	事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。
4 需用費	事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。
(1) 消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
(2) 印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。
5 通信運搬費	事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費とする。
6 委託料	当該事業の補助の目的である事業の一部分を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。
7 使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となる器具、機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。
8 備品費	事業を実施するために追加的に必要となる備品等の調達に必要な経費とする。

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 様式集

様式番号	様式名	作成者	申請(提出)先	ページ番号
1	地域協議会規約（例）	地域協議会	国	26
2	地域協議会事務処理規程（例）	地域協議会	国	34
3	地域協議会会計処理規程（例）	地域協議会	国	35
4	地域協議会文書取扱規程（例）	地域協議会	国	42
5	地域協議会内部監査実施規程（例）	地域協議会	国	46
6	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る地域協議会の承認申請書	地域協議会	国	48
7	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る地域協議会規約その他規程の変更届出書	地域協議会	国	55
8	活動組織規約（例）	活動組織	地域協議会	57
9	森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）	活動組織	地域協議会	63
10	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	地域協議会	国	65
11	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書	活動組織	地域協議会	66
12	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書	活動組織	地域協議会	70
13	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	活動組織	地域協議会	74
14	○年度森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性に関する意見等について	地域協議会	市町村	75
15	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書	地域協議会	活動組織	78
16	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書	活動組織	地域協議会	80
17	○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届	地域協議会	国	83
18	○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録）	活動組織	地域協議会	84
19	○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）	活動組織	地域協議会	86
20	○年度 モニタリング結果報告書	活動組織	地域協議会	87
21	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書	活動組織	地域協議会	89
22	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況確認通知書	地域協議会	活動組織	93
23	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況とりまとめ報告書	地域協議会	国	94

(別紙1 様式第6号 別添2 別記様式第1号)

申請年月日	年 月 日
年度	第 号

○○地域協議会  
会長 ○○ ○○ 殿

○○活動組織  
代表 ○○ ○○

○○年○月○日付け○号にて採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
採択決定額	①	円
既交付額	②	円
今回申請額	③	円
採択決定額（年間交付額）との差額	④=①-②-③	円

交付金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）									
	金融機関名							支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
	預金種別（該当のものにレ印を記入）									
	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通			
	通知									
	※ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。※									
	ゆうちょ銀行									
	記号（6ヶタ目がある場合は※部分に記入）					番号（右づめで記入）				
						※				
店名							店番			
				店						
預金種目（該当のものにレ印を記入）					口座番号（右づめで記入）					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座										
口座名義	フリガナ									
	口座名義									
住所	(〒 - - - )				都道府県			市区町村		

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

(別紙2 様式第8号)

## ○○活動組織規約（例）

○年○月○日制定

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この活動組織は、○○活動組織（以下「活動組織」という。）という。

（事務所）

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○に置く。

（目的）

第3条 活動組織は、第4条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

### 第2章 構成員

（構成員）

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するよう努める。

### 第3章 役員

（役員の定数及び選任）

第5条 活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### 第4章 総会

##### (総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
  - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

##### (総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。
- 二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

##### (総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

##### (特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

## 第5章 事務、会計及び監査

### (書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

### (書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

### (事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

### (会費)

第15条 前条第二号に掲げる収入として、会員から月（年）〇〇円の会費を徴収するものとする。

### (事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

### (活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 18 条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 19 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 20 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確實に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 22 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

## 第7章 雜則

### (細則)

第26条 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第17条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

年 月 日

## ○○活動組織参加同意書

以下3. の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記1. 2. のとおり定めます。

## 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

## 2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

## 3. 構成員

## (1) 個人

役職名	氏名	住所	備考

## (2) 団体

氏名	住所	団体名

注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、○○活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### （目的）

第1条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

#### （協定期間）

第2条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から○年○月○日までとする。

#### （協定の対象となる森林）

第3条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 ○○県○○町○○○○ ○○一○

面 積 ○○.○ha

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の11に定めるとおりとする。

#### （森林経営計画の確認等）

第4条 森林所有者は協定締結後に協定の対象となる森林において、森林経営計画を策定しようとする場合又は事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、交付金の返還が生じることがあるので○○活動組織と事前に協議するものとする。

2 協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合にあっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第6条の規定は有効とする。

#### （活動計画）

第5条 活動組織が行う活動は、別紙3様式第10号の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の6に定めるとおりとする。

#### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有

者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

○年○月○日

○○活動組織

住所 ○○県○○町○○○○ ○○一○

代表 ○○ ○○

住所 ○○県○○町○○○○ ○○一○

○○ ○○

住所 ○○県○○町○○○○ ○○一○

○○ ○○

住所 ○○県○○町○○○○ ○○一○

○○ ○○

(別紙3 様式第11号)

## 活動計画書

○年○月○日策定

○○活動組織

森林・山村多面的機能發揮対策交付金に係る活動計画書

1. 組織名

2. 所在地

3. 地区の概要、取組の背景・取組の概要、地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与等

4. 取組概要

5. 構成員の概要

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

## 6. 年度別スケジュール

取組概要	○○年度	○○年度	○○年度
1. 活動推進費			
2. 実践活動			
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)	ha	ha	ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	ha	ha	ha
B 森林資源利用タイプ	ha	ha	ha
C 森林機能強化タイプ	ha m	ha m	ha m
2-1. 間伐等(除伐・枝打ちを含む)実施面積	ha	ha	ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる里山林を整備する面積	ha	ha	ha
D 関係人口創出・維持タイプ			
3. 資機材・施設の整備等			

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する里山林の整備を実施している場合はその里山林の面積を除外し、その年度に新たに該当する里山林の整備を実施する面積を記載する。

※4 2のDの関係人口創出・維持タイプについては、年度毎の実施内容を記載する。

## 7. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

タイプ名	目 標	モニタリング調査方法

(注) 目標の設定及びモニタリング調査方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考すること。

8. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
年度		
年度		
年度		

9. 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

10. 4年目以降の活動（森林管理）計画

11. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺5,000分の1以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

12. 持続性向上に向けた取組

※ 活動する人材の育成や確保、活動経費の確保など、活動組織が本活動計画終了後も活動を継続していくために行おうとする取り組みについて記載する。

13. その他

(1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

(2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能發揮対策交付金以外の収入を記載すること。

(3) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

活動計画における取組についての委託

- ・委託機関名
- ・連絡先（電話番号等）
- ・委託時期
- ・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）
- ・委託金額

番 号  
年 月 日○○地域協議会  
会長 ○○ ○○ 殿○○活動組織  
代表 ○○ ○○

## ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

## 記

## 1. 活動組織名

## 2. 協定の対象となる森林の位置

## 3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）

## 4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000円/ha 115,000円/ha 110,000円/ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	285,000円/ha 265,000円/ha 245,000円/ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000円/ha 115,000円/ha 110,000円/ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800円/m	m	円	円	円	円
関係人口創出・維持タイプ	50,000円/年					

小計			円	円	円	円
資機材・施設の整備等	1/2 以内	円	円	円	円	円
資機材・施設の整備等（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋等）	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		ha				

(注 1) 面積は 0.1ha、延長は m 単位で記入。

(注 2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる里山林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する里山林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに里山林の整備を実施する面積を記載すること。

(注 3) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

(注 4) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの交付単価は、活動計画の経過年度によって異なるので留意すること。

## 5. 事業費（活動推進費+各タイプ計+資機材・施設の整備（購入額））

## 6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費												
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ（里山林保全）												
A-2 地域環境保全タイプ（侵入竹除去、竹林整備）												
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
D 関係人口創出・維持タイプ												
3. 資機材・施設の整備等												

## 7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

## 8. 関係人口創出・維持タイプの相手先及び活動内容

【地域外関係者の相手先名】

【活動内容】

注) 地域外関係者との現地確認や活動内容の調整を必ず行うこと。

### <施行注意>

作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙3 様式第13号)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	※林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める（該当しない <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	※省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める（該当しない <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	※悪臭・害虫の発生防止・低減に努める（該当しない <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/>

(注1) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(注2) 申請を行う際は「申請時」欄に□を付し、報告の際は「報告時」欄に□を付して提出してください。

(別紙3 様式第14号)

番 号  
年 月 日

○○市町村長  
氏名 殿

○○地域協議会会長  
氏名

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性等に関する意見等  
について

日頃から、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の推進に御協力をいただき御  
礼申し上げます。

さて、今般、貴市町村の区域内において森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活  
動を計画している活動組織から、別添のとおり活動の申請がありました。

つきましては、活動の有効性等について、御意見を伺いたいので別紙を記載のうえ御  
返送願いたく、御依頼申し上げます。なお、本交付金の対象となる森林は、活動を行う  
時点において、森林経営計画が策定されていない森林ですので、「森林経営計画の策定  
の有無」の御確認もあわせてお願い申し上げます。

また、現時点で森林経営計画が策定されておらず、本交付金の対象となる森林におい  
て、今後、新たに森林経営計画の認定請求書の提出がありましたら、認定する前に御連  
絡をお願いします。

## 活動の有効性等に関する意見等（例）

1 活動組織名

2 活動内容 別添申請書のとおり

3 ○○（市町村）の意見（該当する項目の□に✓をお願いします）

## （1）活動の有効性

- 有効である  
 有効性は認められない

## （2）対象森林における森林経営計画の策定

- 現時点において策定有り（※）  
 現時点において策定無し（策定無しの場合、認定請求書の提出の有無を以下に記載願います）  
 当該年度における森林経営計画の認定請求書の提出有り（※）  
 当該年度における森林経営計画の認定請求書の提出無し

（※）現時点で森林経営計画の策定有り又は認定請求書の提出有りの場合、計画期間を記載願います 年 月 日～年 月 日

## （3）市町村森林整備計画等の該当区域（発揮を期待すべき機能区分）

該当区域	区分
	① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑤ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	⑥ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（注1）区分は、市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号）の第1の1の（5）に定める公益的機能別施業森林等による。

（注2）現状、当該森林が白地あるいは2条森林の場合は、当該森林の発揮すべき機能を踏まえて該当区域を判断するものとする。

その他の意見等がありましたら、ご自由に記載ください

(協議会が確認する必要がある場合に記載)

4 貴（市町村）が国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意志の有無。

- 有 （金額 円）  
 無

記入担当者

○○（市町村）○○課 氏名

TEL ○○○

(別紙3 様式第15号)

番 号  
年 月 日

○○活動組織代表  
氏名 殿

○○地域協議会会長  
氏名

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書

○年○月○日付け第○号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適當と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の4（3）に基づき、下記のとおり通知する。

また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。

記

1. 活動組織名

2. 協定の対象となる森林の位置

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付決定額

取組メニュー	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	円	円	円	円
関係人口創出・維持タイプ	円	円	円	円
資機材・施設の整備等	交付率 1/2 以内	円	円	円
	交付率 1/3 以内	円	円	円
計	円	円	円	円

(注) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計の欄については、協議会が把握している場合に記載すること。

#### 4. その他

活動組織に条件を付す場合は記載すること。

(別紙3 様式第16号)

番 号  
年 月 日

○○地域協議会会长  
氏名 殿

○○活動組織代表  
氏名

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書（届出書）

○年○月○日付け第○号で採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁官通知）別紙3の第5の6に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する（届け出る）。

記

1. 活動組織名

2. 協定の対象となる森林の位置

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000円/ha 115,000円/ha 110,000円/ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	285,000円/ha 265,000円/ha 245,000円/ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000円/ha 115,000円/ha 110,000円/ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800円/m	m	円	円	円	円
D関係人口創出・維持タイプ	50,000円/年					
小計			円	円	円	円
資機材・施設の整備等	1/2以内	円	円	円	円	円

資機材・施設の整備等 (林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋等)	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積		ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		ha				

(注) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から金額を聞いている場合等に記載すること。

#### 4. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費												
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)												
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)												
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
D 関係人口創出・維持タイプ												
3. 資機材・施設の整備等												

#### 5. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月

		月
--	--	---

6. 関係人口創出・維持タイプの活動内容

--

7. 計画変更の理由（減額の理由）

※減額の場合は減額する金額も併せて記載すること。

番 号  
年 月 日

林野庁長官  
内閣府沖縄総合事務局長  
(※〇〇地域協議会会長)

殿

[地域協議会]

住 所  
団体名  
代表者名 氏 名

又は

都道府県知事 氏 名  
(※〇〇活動組織代表 氏名 )

### ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙3の第5の7の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

#### 記

1. 事業費
2. 事業主体 (※活動組織名)
3. 着手予定年月日
4. 交付決定前の着手を必要とする理由

#### (別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は事業主体者 (※採択決定前着手届けを提出した活動組織) が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

(注1) 活動組織から地域協議会に提出する場合、(※) 内の文言に変更し、本届出中の「交付決定」、「交付申請」をそれぞれ「採択決定」、「採択申請」に変更すること。

(注2) 都道府県から林野庁長官等に提出する場合、本文中の「別紙3の第5の7」を「別紙4の第3」に変更すること。

(別紙3 様式第18号)

○年度 森林・山村多面的機能發揮対策交付金  
活動記録兼作業写真整理帳（活動日毎の集合写真）

No

組織名

日付 年 月 日

活動項目	
取組内容	活動場所
	活動内容
	実施時間
活動	構成員
参加	構成員以外
人数	合計
	うち地域外 関係者

日付 年 月 日

活動項目	
取組内容	活動場所
	活動内容
	実施時間
活動	構成員
参加	構成員以外
人数	合計
	うち地域外 関係者

日付 年 月 日

活動項目	
取組内容	活動場所
	活動内容
	実施時間
活動	構成員
参加	構成員以外
人数	合計
	うち地域外 関係者

活動項目

- ①：活動推進費②：地域環境保全タイプ（里山林保全）③：地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）④：森林資源利用タイプ⑤：森林機能強化タイプ⑥：関係人口創出・維持タイプ

(別紙3 様式第18 別添)

## 作業写真整理帳（活動場所毎の作業写真）

作業前

年　月　日

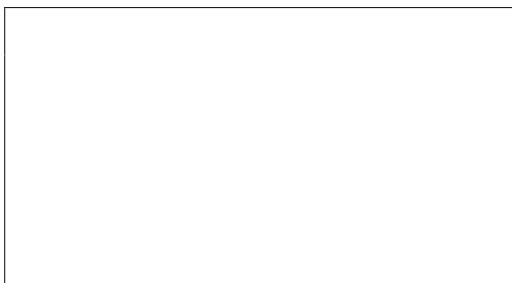


No  
組織名

活動場所	
取組内容	

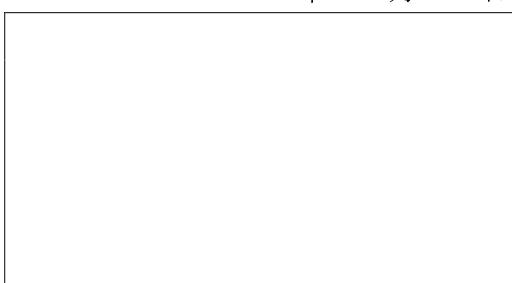
作業中

年　月　日



作業後

年　月　日



### 活動項目

- ①：地域環境保全タイプ（里山林保全）
- ②：地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）
- ③：森林資源利用タイプ
- ④：森林機能強化タイプ
- ⑤：関係人口創出・維持タイプ

※作業前、作業中、作業後の状況について、それぞれ撮影すること。

※写真撮影は作業起番ごとに1箇所で撮影すること。ただし、作業起番面積が1ha以上の場合には2箇所以上とする。

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）

日付 タ イ ア	内容	収入 (円)	立替 (円)	支出 (円)			資機材購入 費のうち交 付金充当額	領收書等 番号	活動実施日	備考（財産の保 管場所）
		人件費	委託費	その他	資機材の 購入等					

(別紙3 様式第20号)

○年度 モニタリング結果報告書

1 活動の目標等

タイプ名 :
目標 :
モニタリング調査方法 :

2 活動実施前の標準地の状況 (○年度)

写真

標準地の状況を記載	
-----------	--

3 活動計画1年目の標準地の状況 (○年度)

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

4 活動計画2年目の標準地の状況 (○年度)

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	

次年度に向けた改善策	
------------	--

5 活動計画3年目の標準地の状況（〇年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	

(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

(別紙3 様式第21号)

番 号  
年 月 日

○○地域協議会会长  
氏名 殿

○○活動組織代表  
氏名

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

○年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3の第5の8に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録兼作業写真整理帳）  
(別紙3 様式第18号)
- 2 作業写真整理帳  
(別紙3 様式第18号別添)
- 3 ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）  
(別紙3 様式第19号)
- 4 ○年度 モニタリング結果報告書(別紙3 様式第20号)
- 5 ○年度 実施状況整理票(別紙1)
- 6 ○年度 森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート(別紙2)
- 7 ○年度 関係人口創出・維持タイプの参加者名簿
- 8 環境負荷軽減のクロスコンプライアンスチェックシート(別紙3 様式第13号)  
(※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第1号も併せて添付すること。)

## (別紙3 様式第21号 別紙1)

実施状況整理票

取組内容										交付金の用途(円)										
地域環境保全タイプ	対象森林所在市町村名	市町村名	地域協議会名	都道府県名	活動組織名	里山林保全(ha)	森林資源利用タイプ(ha)	森林機能強化タイプ(ha)	関係人口創出・維持タイプ(該当の有無)	間伐等(除伐、枝打ち含む)の実施面積(ha)	か当該年度に長期にわたり手入れをされた面積(га)	資機材・施設の整備(円)	構成員(名)	地域外関係者の参加者数(延べ人数)	アドバイザーの活用の有無	支出				
										国庫分	地方分	資機材に対する交付金	取組に対する交付金	小計	自己負担額	合計	委託料	人件費	その他	資機材・施設の整備

1：支出については自己負担額を含めた額を記載すること。

2：関係人口創出・維持タイプに該当する場合は「1」を記入すること。

3：アドバイザーを活用した場合は、①～⑧の指導・助言の内容を記入すること。  
 ①森林施業、②侵入竹の伐採・除去・利活用、③森林生態、植生、④森林資源の活用、⑤関係人口、⑥組織づくり、⑦安全管理、⑧その他

## 森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート

## 1. 活動組織の概要

①活動組織名				取得年数	年
②主な対象森林の所在地	都道府県		市区町村		
③活動計画の取組年度	<input type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目				
④活動タイプ等(○年度)	<input type="checkbox"/> 活動推進費 <input type="checkbox"/> 里山林保全 <input type="checkbox"/> 竹林整備 <input type="checkbox"/> 森林資源利用				
⑤地域住民の比率	<input type="radio"/> 90%以上 <input type="radio"/> 75~90% <input type="radio"/> 50~75% <input type="radio"/> 25~50% <input type="radio"/> 25%未満				
⑥活動目標					

※③・④・⑤欄は、該当する□又は○にチェックを付けてください。

※「地域住民」とは、活動対象地と大字単位で同じか隣接する場所に居住する方を指します。

## 2. 活動の変化・成果の確認(※本交付金の取得前と比較の上でご回答ください。)

※以下の項目について、実現ができていると思う場合には、右側の□にチェックを入れてください。

※チェック欄は、活動計画1年目の時は「1年間」、2年目の時は「2年間」、3年目の時は「3年間」の活動を通じた変化・効果を記載してください。

項目	効果	チェック欄
活動(横の広がり)	活動組織の構成員数が増加した	<input type="checkbox"/>
	幅広い年齢層が協力して活動を行った	<input type="checkbox"/>
	新聞や雑誌、広報誌などで活動を紹介された	<input type="checkbox"/>
	他団体(活動団体、企業、自治体等)との協力関係がうまれた	<input type="checkbox"/>
	外部(異なる集落や都市)の住民も森林整備活動に参加した	<input type="checkbox"/>
活動(自立性)	構成員が森林整備のための技術や安全管理の資格を取得した	<input type="checkbox"/>
	森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた	<input type="checkbox"/>
	森林整備のために利用可能な本交付金以外の資金が増えた	<input type="checkbox"/>
	若い世代(40歳未満)が参加しており、長期的な活動が可能である	<input type="checkbox"/>
	本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある	<input type="checkbox"/>
地域景観貢献	対象森林が明るくなり、見通しが良くなった	<input type="checkbox"/>
	活動組織の構成員以外から景観が良くなったと言われるようになった	<input type="checkbox"/>
	対象森林や周辺で不法投棄されるゴミの量が減った／ゴミのない状態を維持している	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、観光資源としても利用できるようになった	<input type="checkbox"/>
	在来種や歴史性を考慮した地域ならではの景観を守っている	<input type="checkbox"/>
地域・文化貢献	対象森林が、地域の憩いの場として活用されている	<input type="checkbox"/>
	対象森林が、地域の子供たちの自然体験活動や学習・教育の場となっている	<input type="checkbox"/>
	地域の幼稚園、保育園、小中学校のいずれかと協力関係にある	<input type="checkbox"/>
	対象森林から得られた資源を伝統工芸品づくりに活用した	<input type="checkbox"/>
	伝統文化の維持や郷土食づくりに貢献する活動を行った	<input type="checkbox"/>

地域（その他）貢献	鳥獣被害が軽減された（野生鳥獣の出没・侵入が減った）	<input type="checkbox"/>
	地域の農業と連携した活動を行った	<input type="checkbox"/>
	希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している	<input type="checkbox"/>
	土砂流出が軽減されるなど自然災害の防止に役立った	<input type="checkbox"/>
	特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している	<input type="checkbox"/>

※災害等が発生し、計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を特記事項にご記入ください。

### 3. 関係人口の創出について

今年度に実施した本交付金の活動における地域外からの活動参加者の「延べ人数」及び昨年度の参加者の「延べ人数」の比較について記載してください。

①今年度の地域外からの参加者数 (延べ人数を記載してください。)	人
②昨年度の地域外からの参加者との比較 (延べ人数で比較して、「増加した」か「減少した」のどちらかに記載してください。)	<input type="checkbox"/> 増加した (人)
	<input type="checkbox"/> 減少した (人)
	<input type="checkbox"/> 変化なし

#### ■ 特筆事項（災害等の状況）

自然災害等により、活動を計画どおりに行うことが困難な状況が生じた場合は、期待どおりの効果が得られないことも想定されます。

災害等が発生し計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を選択し、該当がなければその他に簡単にご記入ください。

- 災害等で活動区域が被害を受け、活動が行えなかった。
- 災害等で活動区域までの道が被害を受け、活動が行えなかった。
- 土地所有者との協定が締結できず活動を行えなかった。
- 感染症等の感染防止ため活動を行えなかった。
- その他

(別紙3 様式第22号)

番 号  
年 月 日

○○活動組織代表  
氏名 殿

○○地域協議会会长  
氏名

○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況確認通知書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号  
林野庁長官通知）別紙3の第5の9（2）に基づき、実施状況について確認したことを  
通知する。

<施行注意>

交付金の返納を求める場合には、「なお、同要領別紙3の第5の9（2）に基づき、既に  
交付した交付金額○○○円との差額○○円について、○○年○月○日までに納付されたい。」を追記すること。

## 令和6年度 ひろしまの森づくり事業・緑化推進事業 担当者名簿

(R6. 4. 1現在)

市町名	所 属	連絡先		E-mail送付先
		Tel	Fax	
01 広島市	農林水産部 農林整備課	082-504-2249	082-504-2259	nourin@city.hiroshima.lg.jp
02 呉市	農林水産課 農林保全G	0823-25-3339	0823-25-7592	nourinsui@city.kure.lg.jp
03 竹原市	建設課 建設維持係	0846-22-7746	0846-22-8579	kensetsu@city.takehara.lg.jp
04 三原市	農林水産課 林務畜産係	0848-67-6081	0848-64-4103	nosui@city.mihara.hiroshima.jp
05 尾道市	農林水産課 企画調整係	0848-38-9212	0848-37-2377	norin@city.onomichi.hiroshima.jp
06 福山市	農林水産課 林務担当	084-928-1033	084-927-7021	nourin-suisan@city.fukuyama.lg.jp
07 府中市	農林課 農林整備係	0847-43-7132	0847-46-1535	norin@city.fuchu.hiroshima.jp
08 三次市	農政課 農林振興係	0824-62-6163	0824-64-0172	nousei@city.miyoishi.lg.jp
09 庄原市	林業振興課 林業振興係	0824-73-1124	0824-72-3322	ringyo@city.shobara.lg.jp
10 大竹市	産業振興課 農林水産振興係	0827-59-2130	0827-57-7130	san-norin@city.otake.lg.jp
11 東広島市	農林水産課 農林環境保全係	082-420-0939	082-422-5144	hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp
12 廿日市市	農林水産課 林業振興係	0829-30-9148	0829-31-0999	norinsuisan@city.hatsukaichi.lg.jp
13 安芸高田市	農林水産課 林業水産係	0826-47-4022	0826-42-1003	nohrinsuisan@city.akitakata.lg.jp
14 江田島市	農林水産課 振興係	0823-43-1642	0823-57-4433	nousui@city.etajima.lg.jp
15 府中町	環境課 環境保全係	082-286-3244	082-284-7111	kankyouka@town.hiroshima-fuchu.lg.jp
16 海田町	都市整備課	082-823-9634	082-823-9203	toshisei@town.kaita.lg.jp
17 熊野町	農林緑地課 農林緑地G	082-820-5638	082-854-8009	norin@town.kumano.lg.jp
18 坂町	産業建設課 産業係	082-820-1512	082-820-1523	sanken@town.saka.lg.jp
19 安芸太田町	産業観光課 森づくり係	0826-28-1973	0826-28-1218	sangyokanko@akiota.jp
20 北広島町	農林課 林業振興係	050-5812-1857	0826-72-5242	ringyo@town.kitahiroshima.lg.jp
21 大崎上島町	建設課 土木耕地係	0846-65-3124	0846-65-3144	kenst01@town.osakikamijima.hiroshima.jp
22 世羅町	産業振興課 農林整備係	0847-22-5304	0847-22-4566	sangyoushinkou@town.sera.hiroshima.jp
23 神石高原町	産業課 振興係	0847-89-3337	0847-85-3394	jk-sangyou@town.jinsekikogen.lg.jp
広島県 農林水産局	森林保全課 森づくり推進G	082-513-3694	082-223-3583	noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp

森林・山村多面的機能発揮対策交付金 Q&A集

■C<活動組織> P. 5

1. 対象となる活動組織について

- (問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。
- (問 C-1-2) 活動組織の採択に当たっての要件いかん。
- (問 C-1-3) 活動組織の採択に当たって、優先する団体にはどのようなものがあるか。
- (問 C-1-4) 活動組織の採択に当たって、優先するよう配慮する団体にはどのようなものがあるか。
- (問 C-1-5) 活動組織の採択に当たって、平成30年度から中山間地農業ルネッサンス事業の支援事業として優先的に採択することとなった農地等の維持保全にも資すると認められる取組の例は。
- (問 C-1-6) 採択申請に必要な農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシートの提出にあたり、チェックシートの「具体的な事項」について、すべて「実施」としていなければ採択されないのか。
- (問 C-1-7) 中山間地域等直接支払い交付金実施要領の運用に定める林地化が行われた森林とは、どのような森林のことか。
- (問 C-1-8) 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領別表1の事業メニュー欄の1の（5）の才の計画的な植林が行われた森林とは、どの様な森林のことか。

2. 対象地について

- (問 C-2-1) 3か年の活動計画期間内に森林経営計画を策定した場合、本交付金の対象となるか。
- (問 C-2-2) 登記簿地目「畠」だが、農業委員会の発行する非農地証明を取得すれば対象森林としてよいか。
- (問 C-2-4) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になるか。
- (問 C-2-5) 森林経営計画が策定された森林で活動申請が認められるのは、どのような場合か。
- (問 C-2-6) 森林所有者が森林組合等に委託し、森林経営計画を立ててもらった場所で、森林所有者が構成員となっている活動組織が森林整備を行う場合、交付対象となるか。
- (問 C-2-7) 本交付金の支援対象である「森林」とはどのような場所をいうのか。（例えば、耕作放棄地はどうか。）
- (問 C-2-8) 過去に策定した3年間の活動計画書に位置付けられた森林で、4年目以降に同じ内容の活動を行う場合、交付金の交付対象となるか。

3. 面積の算定について

- (問 C-3-1) 活動の規模要件は。
- (問 C-3-2) 点在する0.1ha未満の森林を集積して0.1ha以上にすることは可能か。
- (問 C-3-3) 面積を算定するとき、小数第2位の扱いはどうなるか。
- (問 C-3-4) 小数第2位まで認めた場合に採択申請はどのように記載するか。
- (問 C-3-5) 図測とはどのような方法を想定しているか。
- (問 C-3-6) 1年目に地域環境保全タイプで伐採・集積を行い、2年目に森林資源利用タイプで運び出す場合、2年目の面積はどのように算定すれば良いか。

4. 森林所有者との協定について

- (問 C-4-1) 協定期間はどの程度の期間結べば良いのか。

(問 C-4-2) 1年目に間伐を行い、その後は3年間でその場所での活動予定が無い場合でも3年間の協定が必要か。

(問 C-4-3) 森林所有者との協定締結後に注意すべき事項はあるか。

(問 C-4-4) 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはあるか。

(問 C-4-5) 地方公共団体が管理する森林であり、3年間の協定は出せないが、利用許可書で本交付金の事業が実施可能な場合、協定がなくとも、3年間活動実施できる妥当な理由を示せば申請が認められるか。

## 5. 対象活動について

(問 C-5-1) 他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となるか。

(問 C-5-2) 森林の見回りのみの活動は交付対象になるか。

(問 C-5-3) 要領の活動内容欄に記載されている活動であれば、そのうち一つでも行えば交付金がもらえるか。

(問 C-5-4) 事前着手をしたいが、事前着手はいつから認められるか。

(問 C-5-5) 毎年1回以上実施することになっている安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等は、どのようなものがあるか。

(問 C-5-6) 里山林に特用林産物等を植栽する場合、本交付金の対象となるか。

## 6. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

(問 C-6-1) 活動はどの程度行えれば良いか。

(問 C-6-2) 活動を確認してもらうための情報はどのように残せば良いか。活動記録の必須要件は何か。

(問 C-6-3) 活動場所毎の作業写真は、作業起番ごとに1箇所となっているが、この作業起番とはどのようなまとまりを指すのか。また、どのようなタイミングで撮影すればよいのか。

## 7. 交付金の使途について

### a. 交付金使途全般

(問 C-7-a-1) 活動推進費について5万円しか使用しない場合でも、11万2,500円で要求する必要があるか。

(問 C-7-a-2) 活動交付金の使途について、取組タイプごとに振り分けて支出・整理しなければいけないのか。（例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別をすることは困難。）

(問 C-7-a-3) 事業を実施した結果、活動組織内の交付金の減額が必要となったが30%未満の減額であっても申請や届出は必要か。

(問 C-7-a-4) 概算払を受けた交付金を使い切れなかった場合は、どうなるのか。

(問 C-7-a-5) 消費税の取扱に関して注意があるか。

(問 C-7-a-6) 活動推進費はどのような使い方が認められるか。

(問 C-7-a-7) 実施要領の別紙3第8の3に記載されている「自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合」の「その他やむを得ない理由」とは何か。

(問 C-7-a-8) 複数のタイプの活動を行う場合、タイプ間で交付金を流用することは可能か。

(問 C-7-a-9) 例えば、1年目に地域環境保全タイプ（里山林保全）、2年目に地域環境保全タイプ（竹林整備）、3年目に森林資源利用タイプの活動を行う場合、適用される交付単価はどうになるのか。

### b. 構築物・資機材・消耗品

(問 C-7-b-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はあるか。

(問 C-7-b-2) 資機材・施設の上限額はあるか。  
(問 C-7-b-3) 3年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなるのか。  
(問 C-7-b-4) あずまやや炭焼き小屋を作成したいが、以下のそれぞれの場合に交付金の対象となるか。

- ① 資材を購入し、後は自分たちで設置する。
- ② 設置費を含めて購入する。

(問 C-7-b-5) 資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくてはいけないか。  
(問 C-7-b-6) 機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能か。  
(問 C-7-b-7) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは。  
(問 C-7-b-8) 消耗品と資機材の分け方はどうすれば良いか。  
(問 C-7-b-9) 消耗品費や資機材費で中古の商品を購入したいが良いか。  
(問 C-7-b-10) 活動の際に脱水症状防止のために水やスポーツドリンクを購入したいが対象となるか  
(問 C-7-b-11) エピペン（ハチアレルギーショックを防ぐための注射器）を購入したいが対象となるか。蜂よけ、熊よけスプレーは対象となるか。

#### c. 委託

(問 C-7-c-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はあるか。  
(問 C-7-c-2) 活動計画書に位置付けられた雑草木の刈払い等の森林整備や森林環境教育等の活動を外部委託することはできるか。

#### d. 人件費（日当）

(問 C-7-d-1) 日当を支払うに当たり、領収書等は必要か。  
(問 C-7-d-2) 源泉徴収は行わなければいけないか。  
(問 C-7-d-3) 活動組織である企業等が、その雇用する従業員を交付金事業に従事させる場合について、以下の人事費の基準を示して欲しい。  
① 林業を本業とする企業等が技術を要する作業に従事させる場合  
② 林業を本業とする企業等が一般的な作業に従事させる場合  
③ 林業を本業としない企業等が一般的な作業に従事させる場合

#### e. その他（対象使途の確認）

(問 C-7-e-1) 活動組織の交付金の使途として、土地の借上料は認められるか。  
(問 C-7-e-2) 活動組織の構成員に安全講習等を行う場合、安全講習の講師に対する謝金は認められるか。  
(問 C-7-e-3) 交通費は認められるか。  
(問 C-7-e-4) 傷害保険は年間契約でも全額交付対象となるか。  
(問 C-7-e-5) 本交付金を受けるための事務でかかった人件費、消耗品等は対象となるか。  
(問 C-7-e-6) 資格取得のための資格の受験料は対象となるか。  
(問 C-7-e-7) 活動組織の構成員に安全講習等（問 C-5-5 と同様の安全講習等）を行うため、事前に外部講習に参加する場合、交付金の中から支出してよいか。

#### f. 事務

(問 C-7-f-1) 口座利子の取扱いかん。  
(問 C-7-f-2) 振込手数料等について、交付金の対象となるか。  
(問 C-7-f-3) 事業費とはどのような費用か。  
(問 C-7-f-4) 公共交通機関を利用する際に旅費の金額証明のために何が必要か。

(問 D-1-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵・鳥獣害防止柵を設置する場合や作業道の法面を刈り払う場合の面積の算出方法は。

## 2. 対象活動の要件

(問 D-2-1) 間伐は対象となるか。

(問 D-2-2) 皆伐は対象となるか。

(問 D-2-3) 竹林整備として認められるのはどのような植物か。

(問 D-2-4) 対象森林内であれば、農作物の被害を防止するために鳥獣害防止柵を設置してもよいか。

## 3. 交付金の用途

(問 D-3-1) 木を伐採した後に廃棄物として焼却等の処理をしたいがどこまでが交付金の対象となるか。

## 4. 侵入竹除去・竹林整備の内容

(問 D-4-1) 竹林整備に必要な作業道の作設、竹の生産に必要な施肥、竹炭焼きは対象となるか。

## ■ E <タイプ別（森林資源利用タイプ）> P. 18

### 1. 面積の算定について

(問 E-1-1) 薬用植物や花木等の特用林産物の採取や生産で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行うか。

## 2. 対象活動の要件

(問 E-2-1) 間伐は対象となるか。

(問 E-2-2) 活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工は何を想定しているか。

(問 E-2-3) 活動の成果として収入があっても差し支えないか。

(問 E-2-4) 薪ストーブ・ボイラー等の設置場所はどのような場所であれば認められるか。

## 3. 交付金の用途

(問 E-3-1) 木を伐った後に利用する場所まで材を持って行きたいが、対象となるか。

(問 E-3-2) 薬用植物の採取、生産は対象となるのか。また、薬用植物以外でも対象となるのか。

## ■ G <タイプ別（森林機能強化タイプ）> P. 20

### 1. 申請方法

(問 G-1-1) 森林機能強化タイプの取組延長はどのように確定すれば良いか。

## 2. 交付金の用途

(問 G-2-1) 森林機能強化タイプの実施に必要な「機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、傷害保険等」は交付金の対象になるか。

## ■ H <タイプ別（関係人口創出・維持タイプ）> P. 21

(問 H-1) 支援対象となる活動は、どのようなものか。また、実施に当たっての要件はあるのか。

## ■ I <その他> P. 21

(問 I-1) 同様の事業を県単独事業で実施している場合はどうすればよいか。

(問 I-2) 国の交付金に都道府県・市町村が上乗せをする場合の特別交付税の交付率は。また、交付確定はいつ頃か。

(問 I-3) 会計検査はどこが対応するのか。

## ■ (付録) P. 23

## ■ C＜活動組織＞

### 1. 対象となる活動組織について

(問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。

(答) 構成員は3名以上とし、森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等が構成員になれる。なお、これらのうち、法人や団体については、その構成員や従業員等が3名以上いれば団体単独で活動組織となることもできる。

(問 C-1-2) 活動組織の採択に当たっての要件いかん。

(答) 次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。

- ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性及び当該森林において発揮を期待すべき機能を確認していること。
- イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
- ウ 活動期間中に毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施することにより、一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。
- エ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- オ 3年間の活動計画書を策定していること。なお、活動計画書に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていないこと。
- カ 活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法が記載されていること。
- キ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、提出されていること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- ク 様式第13号の環境負荷低減のチェックシートについて、事業の採択申請書と併せて活動組織から地域協議会に提出され、チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨チェックされていること。  
(環境負荷低減のチェックシートは、地域協議会から林野庁長官等に交付金を申請する際に様式第10号により提出する必要がある（実施状況報告の際も同じ。）

(問 C-1-3) 活動組織の採択に当たって、優先する団体にはどのようなものがあるか。

(答) 地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援（資機材・施設の整備に係る支援を除く。）を行う活動であること。

(問 C-1-4) 活動組織の採択に当たって、優先するよう配慮する団体にはどのようなものがあるか。

(答) 次のような団体がある。

- ア これまで長期にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）。
- イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動であること。
- ウ 地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1未満の額の支援を行う活動であること。

(問 C-1-5) 活動組織の採択に当たって、平成30年度から中山間地農業ルネッサンス事業の支援事業として優先的に採択することとなった農地等の維持保全にも資すると認められる取組の例は。

- (答) 具体的な取組としては、農地と近接する里山林等で実施する
- ① 森林を維持管理するための景観保全・整備活動
  - ② 森林資源を農業用資材や施肥原料等へ利活用する活動
  - ③ 鳥獣害防止柵の設置・維持管理活動
- などの活動を想定している。

(問 C-1-6) 採択申請に必要な農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシートの提出にあたり、チェックシートの「具体的な事項」について、すべて「実施」としていなければ採択されないのであるか。

- (答) 森林や竹林での活動には常に危険が伴うので、安全に作業を行うことが必要である。作業の安全のための個別規範に基づくチェックシートを記入・提出することは、安全に関する自己点検の機会を創出し、作業の安全確保を図るものであり、「具体的な事項」の実施状況を採択の要件にはしていない。

(問 C-1-7) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に定める林地化が行われた森林とは、どのような森林のことか。

- (答) 中山間地域等直接支払交付金により荒廃農地等を林地化する取り組みが行われ、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きが終了している森林が対象となります。なお、過去に同交付金により林地化された箇所であれば、その林地化が実施された年度は問いません。

(問 C-1-8) 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領別表1の事業メニュー欄の1の（5）の才の計画的な植林が行われた森林とは、どのような森林のことか。

- (答) 最適土地利用総合対策により計画的な植林が行われ、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きが終了している森林が対象となります。なお、過去に同対策による植林が行われた箇所であれば、その植林が実施された年度は問いません。

## 2. 対象森林について

(問 C-2-1) 3か年の活動計画期間内に森林経営計画を策定した場合、本交付金の対象となるか。

(答) 森林経営計画の計画期間に入るまでは対象となるが、森林経営計画を策定した日（計画期間の始期）以降は本交付金を利用できることに留意願いたい。協定の対象となる森林において森林経営計画を策定しようとする計画等がある場合、協定締結者から事前に連絡をもらえるようにするなど、協定締結者との間で十分協議すること。

(問 C-2-2) 登記簿地目「畠」だが、農業委員会の発行する非農地証明を取得すれば対象森林としてよいか。

(答) 計画書に非農地証明の写しを添付することで、対象森林とすることができます。（その他本交付金の取組ができないような場合は対象森林とならない。）なお、対象地が森林法の5条森林の場合は非農地証明を省略できるものとする。

(問 C-2-4) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になるか。

(答) 同じ場所でも過去（前年度又はそれ以前）であれば、交付対象として良い。ただし、二重補助になる場合や過去の事業の効果を減ずる場合等は交付対象とできない。また、その他事業で制限している場合は対象とすることはできない。

(問 C-2-5) 森林経営計画が策定された森林で活動申請が認められるのは、どのような場合か。

(答) 森林機能強化タイプを地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施する場合において、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林に到達するために必要となる歩道や作業道等を作設する場合には認められる。なお、作業道等の作設により伐採を伴う場合には、事前に森林経営計画の変更が必要となるので、注意されたい。

なお、森林経営計画が策定された森林で、他の国庫補助による支援（主な例：森林環境保全直接支援事業）が受けられる場合は当交付金よりそちらの活用を優先してもらいたい。

※ 森林機能強化タイプは、様式第11号（活動計画書）の6の年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道・作業道（森林経営計画を策定している森林内を含む。）とする。

※ 森林経営計画が策定された森林では、地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの活動は認められないので、注意されたい。

※ 森林経営計画の計画期間が満了した場合であっても、過去の事業の効果を減ずる場合等は交付対象とできないので、注意されたい。

(問 C-2-6) 森林所有者が森林組合等に委託し、森林経営計画を立ててもらった場所で、森林所有者が構成員となっている活動組織が森林整備を行う場合、交付対象となるか。

(答) 森林経営計画が策定されている森林では、交付金算定の対象森林とすることはできない。

(問 C-2-7) 本交付金の支援対象である「森林」とはどのような場所をいうのか。(例えば、耕作放棄地はどうか。)

(答) 「森林」とは木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹又は、その土地の状態から社会通念上立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地を言うが、この場合、単に現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地である必要がある。

なお、農地や墓地については、関係法制度に基づき、それぞれ農地や墓地の用に供される土地とされたものであることから、現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、農地であれば非農地証明を取得すること、墓地であれば都道府県知事等の廃止許可を得ていることが必要となる。この他にも関係法制度に基づき、木竹の生育とは異なる用途に供されることになっている土地(例:河川区域)についても対象とならない。

(これらのことから、耕作放棄地では木竹が集団して生育している場合でも、農地からの転用が行われているか、あるいは非農地証明を取得するまでは本交付金の支援対象である「森林」ではない。)

(問 C-2-8) 過去に策定した3年間の活動計画書に位置付けられていた森林で、4年目以降に同じ内容の活動を行う場合、交付金の交付対象となるか。

(答) 原則、交付対象とならない。ただし、次に掲げる事項は、当面の間、同じ場所で同じ内容の活動であっても交付対象とすることができる。

- ア 特定有人国境離島地域で計画された活動
- イ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興計画に位置付けられた活動のうち、農地等の維持保全にも資する取組
- ウ 中山間地域等直接支払交付金により林地化された箇所での取組
- エ 最適土地利用対策により植林された箇所での取組
- オ 上記のほか、自然災害の防止等、特に必要と認められる活動

### 3. 交付金算定面積について

(問 C-3-1) 活動の規模要件は。

(答) 交付金算定基準とする対象森林の規模は、林小班単位での積み上げを原則に検討することが望ましい。ただし、所有者と合意すべき最小面積は0.1ha以上とする(小数点二位以下は切捨)。

なお、1組織当たりの年間の交付金の上限である500万円を超える場合、対象森林面積は0.1ha単位で500万円を超える最小の面積とし、申請額は500万円を超える範囲を切り捨てる。

また、1団体当たりの上限額は、当該組織が申請する活動推進費(112,500円上限。初年度申請団体のみ)、地域環境保全タイプの活動費(活動計画の初年度の場合:120,000円/ha又は285,000円/ha)、森林資源利用タイプの活動費(活動計画の初年度の場合:120,000円/ha)、森林機能強化タイプの活動費(800円/m)、関

係人口創出・維持タイプの活動費（50,000円/年）、資機材の購入費（購入額の1/2以内又は1/3以内）それぞれの交付金額を合算したものである。

（問C-3-2）点在する0.1ha未満の森林を集積して0.1ha以上にすることは可能か。

（答）0.1ha未満の点在する森林を対象とすることはできない。

（問C-3-3）面積を算定するとき、小数第2位の扱いはどうなるか。

（答）図測による面積算定を想定しているため、精度の関係で小数第2位は切り捨てる。ただし、小数第2位についても精度が保たれると地域協議会が判断する場合はこの限りではない。

（問C-3-4）小数第2位まで認めた場合に採択申請はどのように記載するか。

（答）対象面積等には少数第2位まで記載し、採択申請の単位は特に定められていないが、100円単位のものについては、基本的に100円単位で申請されることを推奨する。

（問C-3-5）図測とはどのような方法を想定しているか。

（答）1/5,000以上の詳細な図面に対してプラニメーター等を利用して面積を算出することを想定している。ただし、森林簿で面積が把握できる場合は森林簿を用いることもできる。

（問C-3-6）1年目に地域環境保全タイプで伐採・集積を行い、2年目に森林資源利用タイプで運び出す場合、2年目の面積はどのように算定すれば良いか。

（答）1年目に伐採を実施した面積から材を集めているため、2年目の面積は1年目の面積と同じものとして算定して良い。

## 4. 森林所有者との協定について

（問C-4-1）協定期間はどの程度の期間結べば良いのか。

（答）原則として3年以上。ただし、既存の協定を活用する場合で残存期間が3年未満のものがある場合は、活動計画書で3年以上継続して活動する意思を示せば活動可能。ただし、協定期間終了後に再度協定を結び活動計画の取組を行うこと。

（問C-4-2）1年目に間伐を行い、その後は3年間でその場所での活動予定が無い場合でも3年間の協定が必要か。

（答）1年目で間伐が終了しても、対象森林面積が転用により減少すること（遡って交付金の返還を求められる）が無いよう、また、2年目、3年目においても必要に応じて鳥獣害や気象災害等への対応など、計画変更等で取組が実施できるように3年間の協定を結ぶことが必要である。

（問C-4-3）森林所有者との協定締結後に注意すべき事項はあるか。

(答) 森林所有者との協定書は、本交付金の活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的としている。協定締結後に協定の対象となる森林において、森林所有者（又は森林所有者から委託を受けた者）が、森林経営計画を策定しようとする場合、又は、立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、活動組織と事前に協議するよう周知徹底願いたい。また、森林経営計画を策定した日（計画期間の始期）以降は本交付金を利用できないことに留意願いたい。

また、活動計画による実施期間が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用等をする場合は、交付金の返還が生じる場合があるので、事前に協議するように併せて周知願いたい。

なお、上記の考え方は令和4年度から新たに活動する対象森林から適用されるもので、令和3年度以前に活動した対象森林には適用されない。

(問 C-4-4) 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはあるか。

(答) 様式第9号（協定書（例））において、森林所有者が協定締結後の森林経営計画策定に係る取扱いについて規定しており、この内容については、活動団体の構成員である森林所有者であっても遵守してもらう必要があることから、活動団体の構成員が森林所有者である場合でも省略することはできない。なお、活動団体が森林所有者である場合は、登記簿等の所有や権原が確認できるもので代えることができる。

(問 C-4-5) 地方公共団体が管理する森林であり、3年間の協定は出せないが、利用許可書で本交付金の事業が実施可能な場合、協定がなくとも、3年間活動実施できる妥当な理由を示せば申請が認められるか。

(答) 3年間の活動ができるということを地域協議会で認められるものであれば、協定に代えて申請いただくことは可能。

## 5. 対象活動について

(問 C-5-1) 他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となるか。

(答) 経理の区分を確実に行えば可能。

(問 C-5-2) 森林の見回りのみの活動は交付対象になるか。

(答) 見回りのみでは対象とならない。森林の整備等の他の活動に資するものとして実施されたい。

(問 C-5-3) 要領の活動内容欄に記載されている活動であれば、そのうち一つでも行えば交付金がもらえるか。

(答) 記載されている活動でも、単独では交付金の対象とならないものもある。例えば、地域環境保全タイプや森林資源利用タイプの場合、作業道の作設・修繕や土留め柵・鳥獣害防止柵、見回り、機械の取扱講習、安全講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等は単独では対象外。

(問 C-5-4) 事前着手をしたいが、事前着手はいつから認められるか。

(答) 事前着手届を地域協議会に提出しており、事前着手届に記載した着手予定日以降であり、かつ地域協議会が審査を終えた日以降の日付であれば事前着手が認められる。ただし、地域協議会の審査により不採択となった場合は交付金の活動自体が認められない。

(問 C-5-5) 每年1回以上実施することになっている安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等は、どのようなものがあるか。

(答) 安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等については、次のようなものがある。

- ① 安全講習と森林施業技術の講習はどちらか一方を毎年1回以上実施すること。
- ② 講習には、原則として活動に参加する全ての構成員が参加すること。  
なお、当日参加できなかった構成員に対しても、後日、必ず講習を実施すること。
- ④ 講師は外部から招へいしても、内部で確保しても、どちらでも構わない。
- ⑤ 内部で講師を確保する場合、内部講師となる活動組織の構成員が外部講習に参加して、その内容を他の構成員に伝達する研修も認められる。

(問 C-5-6) 里山林に特用林産物等を植栽する場合、本交付金の対象となるか。

(答) 森林の状態として里山林を整備する目的で植栽するということであれば対象となるが、例えば、里山のスギ林を皆伐して果樹園を作るような場合には対象とならない。

## 6. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

(問 C-6-1) 活動はどの程度行えれば良いか。

(答) 地形や里山の状況等が地域によって様々なため、一律に定めることはしない。ただし、要領で定める様式第18号の活動記録兼作業写真整理帳によって活動したことと示すとともに、金銭出納簿で本交付金の使途を明確にする必要がある。

(問 C-6-2) 活動を確認してもらうための情報はどのように残せばよいか。活動記録の必須要件は何か。

(答) 要領で定める様式第18号の活動記録兼作業写真整理帳によって活動したことを示すとともに、金銭出納簿や領収証で本交付金の使途を明確にすること（日ごとの記録（日時、活動項目（活動タイプ）、活動場所、活動内容、実施時間、活動参加人数）とそのリスト、人件費の領収証等）。

写真は活動の有無を確認する重要な情報となることから、毎回撮影することを基本とします。活動日毎の集合写真は、参加者の人数が分かるようにするために活動タイプ毎に毎日撮影すること。

関係人口創出・維持タイプを活用していない場合でも、地域外関係者が参加した場合は人数を記載すること。

(問 C-6-3) 活動場所毎の作業写真は、作業起番ごとに1箇所となっているが、この作業起番とはどのようなまとまりを指すのか。また、どのようなタイミングで撮影すればよいのか。

(答) 作業起番のまとまりは、小班や地番などの森林としての管理の単位を指すものを考えている。作業起番ごとの写真は、活動森林における活動前後の違い、作業状況が分かるように撮影するものであり、狭小な小班が数多く集まっている場合は、同様の林相であれば一つの区域としてまとめて1起番ととらえることも可能。

なお、森林機能強化タイプの場合は、500mを単位に1起番ととらえて、500mごとに1箇所程度の写真を整理すること。

## 7. 交付金の使途について

### a. 交付金使途全般

(問 C-7-a-1) 活動推進費について、5万円しか使用しない場合でも、112,500円で要求する必要があるか。

(答) 活動推進費については、上限額の112,500円を必ず要求する必要はなく、実際にかかる費用で要求すれば良い。

(問 C-7-a-2) 活動交付金の使途について、取組タイプごとに振り分けて支出・整理しなければいけないのか。（例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別をすることは困難。）

(答) 平成27年度から金銭出納簿にタイプ別を記載するようにしたところ。なお、燃油代等区別することが困難なものは、どちらかのタイプに一括にしたり又はタイプごとに案分して計上する等は可能。

(問 C-7-a-3) 事業を実施した結果、活動組織内での交付金の減額が必要となったが30%未満の減額であっても申請や届出は必要か。

(答) 交付金の減額が30%超であれば、事前に地域協議会へ採択申請書を提出する。また、30%以下であれば、実施状況報告書と同時に、採択変更届出書を提出すること。このほかにも軽微な変更のうち、地域協議会が非常に軽微な変更として届出不要とした場合、届出は不要（地域協議会に事前に相談すること）。

(問 C-7-a-4) 概算払を受けた交付金を使い切れなかった場合は、どうなるのか。

(答) (問 C-7-a-3) を参考に交付金額の変更手続きを行うほか、既受領額と交付金確定額の差額を地域協議会に返納すること。

(問 C-7-a-5) 消費税の取扱に関して注意があるか。

(答) 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合（収益事業を行っている団体等）は交付等要綱に従い、消費税等相当額を減額して申請する等の手続を行う（交付要綱第5（交付申請）（2ページ）、第16（実績報告）（4ページ）、別記様式第1号—2（交付申請書）（47ページ）及び別記様式第1号—2—別紙（98

ページ) 別記様式第7号-2(実績報告書) (118ページ) 及び別記様式第8号-2(消費税仕入控除税額報告書) (122ページ) 参照)。同消費税等相当額が無い場合は消費税を含んだ金額を申請できる(免税事業者、簡易課税制度の適用を受ける者等)。団体が消費税を含めて申請できる団体であるかわからない場合は、税務署等に問い合わせて確認をすること。

地域協議会は計画書の経費の配分の備考欄に仕入れにかかる消費税の該当組織が無ければ、その旨を記載する。ある場合は、その組織について把握しておき、実績報告時にはその金額を減額して申請すること。

(問C-7-a-6) 活動推進費はどのような使い方が認められるか。

(答) 活動推進費は、現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等の3年間の活動に対する準備を含めた活動が対象となる。このため、当面の活動に必要な消耗品の購入や保険加入、3年間の活動の計画を立てるための試験的な活動も活動推進費の対象とすることができる。

(問C-7-a-7) 実施要領の別紙3第8の3に記載されている「自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合」の「その他やむを得ない理由」とは何か。

(答) 対象森林での活動が公共事業により実施できなくなった場合、新型コロナウイルス感染症による活動制限等、活動組織の責に帰すことができないと考えられるような理由。

(問C-7-a-8) 複数のタイプの活動を行う場合、タイプ間で交付金を流用することは可能か。

(答) 不可。

例えば、地域環境保全タイプの活動を60,000円/ha(国の交付単価より60,000円/ha減額)で終了させ、森林資源利用タイプの活動を180,000円/ha(国の交付単価より60,000円/ha増額)で行うなど、単価が変更となるような流用はしないこと。

なお、燃油代等区別することが困難なものについては、どちらかのタイプに一括計上したり又はタイプ毎に案分して計上することは可能。

(問C-7-a-9) 例えば、1年目に地域環境保全タイプ(里山林保全)、2年目に地域環境保全タイプ(竹林整備)、3年目に森林資源利用タイプの活動を行う場合、適用される交付単価はどのようになるのか。

(答) メインメニューの交付単価は、3年間の活動計画のうち、初年度の活動に対しては初年度の交付単価を、2年目の活動に対しては2年目の交付単価を、3年目の活動に対しては3年目の交付単価が適用される。このため、例示のような場合は、1年目は里山林保全(初年度)の120,000円、2年目は竹林整備(2年目)の265,000円、3年目は森林資源利用(3年目)の110,000円となる。

## b. 構築物・資機材・消耗品

(問C-7-b-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はあるか。

(答) 活動の委託や資機材等の購入については、各地域における一般的・妥当と認められる価格で発注・購入されれば、契約方法について特に条件はない。

(問 C-7-b-2) 資機材・施設の上限額はあるか。

(答) 資機材・施設自体の上限額について、定めはないが、交付額については、1活動組織当たり1年間で500万円の上限がある。また、資機材・施設の内容は、活動規模に見合うものであること。

(問 C-7-b-3) 3年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなるのか。

(答) 活動組織の所有・管理となる。なお、機材・施設の種類ごとに農林水産省が定める処分の制限期間があり、中には活動計画期間である3年以上の機材・施設も含まれるため、その期間は、売ったり、譲ったり、捨てたりしないこと。

(問 C-7-b-4) あずまやや炭焼き小屋を設置したいが、以下のそれぞれの場合に交付金（資機材費）の対象となるか。

- ① 材を購入し、後は自分たちで設置する。
- ② 設置費を含めて購入する。

(答) ① 資材は資機材費で対象となるが、設置する際の人件費は対象外。  
② 設置を含めて購入する場合は設置費も併せた額が資機材費の対象となる。

(問 C-7-b-5) 資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくてはいけないか。

(答) 地域において、リースされていない場合や、容易に利用できないことが明らかなものは比較しなくて良い。それ以外の場合で、リースと比較する際にはどちらが交付金の負担額が小さいかで行う。

例) チッパーを3年間で60日使用する場合

$$\begin{aligned} \text{リース} & 60\text{日} \times 5\text{万円} = 300\text{万円} \\ \text{購入} & 400\text{万円} \times 1/2 = 200\text{万円} \end{aligned}$$

このような場合であれば、購入した方が安い（リースの場合は全額交付金であることができるため、リースの全額と購入した場合の購入費の1/2の金額と比較する）ので、事業規模を考えた上で、事業に直接的に必要であれば購入してよい。

(問 C-7-b-6) 機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能か。

(答) 機材の修理（部品交換）は認められないが、軽微な部品購入は消耗品として購入可能。

(問 C-7-b-7) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは。

(答) ボルト、釘等は消耗品であるが、構築物を整備する場合のパーツとして購入する場合は、資材として扱う。

(問 C-7-b-8) 消耗品と資機材の分け方はどうすれば良いか。

(答) 本事業における消耗品と資機材については、金額ではなく、用途で分ける。消耗品は、使用に伴い直接摩耗・消耗するものを言う（例：チッパーの替え刃、チェンソーのエンジンオイル、オノ、カマ、ノコギリ、ナタ）。資材は構造物の一部（材料）となるものを言うが、構築物全体の耐用年数に比べて著しく早く劣化するものは消耗品として扱うこともできる（例：鳥獣害防止柵のネット等、炭焼き窯の

耐火煉瓦）。機材とは、使用に伴い直接摩耗・消耗しない製品（摩耗・消耗部品を含む製品の場合も、新品として購入する際は製品全体を機材として扱う）であり、完成品として調達できるもの（例：チッパー、チェーンソー、完成品の状態で引き渡されるあずまや）。

(問 C-7-b-9) 消耗品費や資機材費で中古の商品を購入したいが良いか。

(答) 中古の商品は適正価格や状態が不明確であるため、購入できない。

(問 C-7-b-10) 活動の際に脱水症状防止のために水やスポーツドリンクを購入したいが対象となるか。

(答) 水やスポーツドリンク（調味料等も含む）の食糧費は対象外。安全管理のために飲料水は必要となるため、各自で持ち込むなどして、適宜給水を取りながら活動すること。なお、人件費として支払ったものから個人が飲料水代を支出することは可能。

(問 C-7-b-11) エピペン（ハチアレルギーショックを防ぐための注射器）を購入したいが対象となるか。蜂よけ、熊よけスプレーは対象となるか。

(答) 健康保険が適用され、個人が医師の診療に基づき購入することから対象外。なお、人件費として支払ったものから個人が購入することは可能。また、蜂よけや熊よけのスプレーについては汎用性が高く、必ずしも森林整備等の保全活動に必要とはいえないことから対象外とする。

## c. 委託

(問 C-7-c-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はあるか。

(答) 活動の委託や資機材等の購入については、各地域における一般的・妥当と認められる価格で発注・購入されれば、契約方法について特に条件はない。

(問 C-7-c-2) 活動計画書に位置付けられた雑草木の刈払い等の森林整備や路網設置等の活動を外部委託することはできるか。

(答) できない。ただし、大径木化した広葉樹の伐採や急斜面等に繁殖した荒廃竹林、他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業などの特別な場合は、森林組合やその他素材生産事業者などへ外部委託することができる。特別な場合とは、大径木の伐採等にお金がかかるため、交付金の全額が委託で使われるが、活動組織の活動も大径木以外の雑草木の刈払いを対象森林全体に渡り実施する場合など。この場合でも、交付金による活動であるため活動記録や証拠となる写真の整理などは行う必要があり、活動組織による活動記録や証拠となる写真が確認できない場合は、委託で使われた交付金の支払は認められない。

## d. 人件費（日当）

(問 C-7-d-1) 日当を支払うに当たり、領収書等は必要か。

(答) 必要。

(問 C-7-d-2) 源泉徴収は行わなければいけないか。

(答) 活動組織によって異なるため、各地域の税務署に問い合わせること。

(問 C-7-d-3) 活動組織である企業等が、その雇用する従業員を交付金事業に従事させる場合について、以下の人事費の基準を示してほしい。

- ① 林業を本業とする企業等が技術を要する作業に従事させる場合
- ② 林業を本業とする企業等が一般の作業に従事させる場合
- ③ 林業を本業としない企業等が一般の作業に従事させる場合

(答) ①～③について、原則、「補助事業等の実施に要する人事費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に示された方法で算定する。ただし、②、③については各都道府県で定められている二省協定単価を上限とする。この場合、法定福利費を負担していれば二省協定単価を上限として支払われる賃金・給与に見合った額であれば、人事費の対象として含めて良い。

## e. その他（対象使途の確認）

(問 C-7-e-1) 活動組織の交付金の使途として、土地の借上料は認められるか。

(答) 認められない。

(問 C-7-e-2) 活動組織の構成員に安全講習等を行う場合、安全講習の講師に対する謝金は認められるか。

(答) 認められる。

(問 C-7-e-3) 交通費は認められるか。

(答) 認められる。なお、交通費の対象となるのは、本交付金の活動のために必要な活動組織の構成員又は地域環境保全タイプ・森林資源利用タイプの作業者の移動に対するものである。また、高速道路料金は原則対象外（公共交通機関の使用と比較して安価であると認められる場合は対象とすることもできる）。

(問 C-7-e-4) 傷害保険は年間契約でも全額交付対象となるか。

(答) 年間契約でも全額交付対象とすることができますが、イベント保険などが使える取組を実施する際にはどちらが適当か比較し、より適しているものを選択すること。

(問 C-7-e-5) 本交付金を受けるための事務でかかった人事費、消耗品等は対象となるか。

(答) 対象となる。ただし、対象とできるのは、森林整備上必要とされる活動であるため、写真の整理や金銭出納簿及び活動記録等の作成を森林整備に活かせるように整理しておくことが必要。例としては、写真、金銭出納簿及び活動記録により、どれだけの森林整備にどれだけの人工、人事費がかかったかを確認し、翌年度以降の活動の見込をたてる場合などが挙げられる。

(問 C-7-e-6) 資格取得のための資格の受験料は対象となるか。

(答) 対象とはならない。

(問 C-7-e-7) 活動組織の構成員に安全講習等（問 C-5-5 と同様の安全講習等）を行うため、事前に外部講習に参加する場合、交付金の中から支出してよいか。

(答) 内部で講師を確保する場合、内部講師となる活動組織の構成員が外部講習を受け際の受講料等（旅費、人件費）は、交付金の中から支出することができる。

## f. 事務

(問 C-7-f-1) 口座利子の取扱いかん。

(答) 「その他の収入」として経理して差し支えない。

(問 C-7-f-2) 振込手数料等について、交付金の対象となるか。

(答) 対象とならない。

(問 C-7-f-3) 事業費とはどのような費用か。

(答) 本交付金の事業で支出された費用であり、国庫交付金のほか地方公共団体の上乗せ支援額による補助、資機材を購入した際の自己資金分や、自己資金を使って本交付金の事業で支出した費用が含まれる。ただし、自己資金を使ったが、本交付金で認められていない使途で支出した費用は含まれない。

(問 C-7-f-4) 公共交通機関を利用する際に旅費の金額証明のために何が必要か。

(答) 経路検索サイトなどを使い目的地までの交通費を算出し、印刷の上保存すること。

## ■D＜タイプ別（地域環境保全タイプ）＞

### 1. 面積の算定について

(問 D-1-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵・鳥獣害防止柵を設置する場合や作業道の法面を刈り払う場合の面積の算出方法は。

(答) 森林整備の一環として、作業道や緩衝帯等の周辺の森林も整備することを想定しているため、整備する森林の全体の面積を計上してもらうこととする。ただし、原則、上記質問の取組のみでは認められない。人工林や広葉樹林については対象森林全てを、下草刈りや除間伐などにより面的に整備することが必要。

### 2. 対象活動の要件

(問 D-2-1) 間伐は対象となるか。

(答) 間伐は対象となる。ただし、間伐をする場合は、集積までは行い、可能な限り搬出（林内利用できるものは林内利用）をすること。

(問 D-2-2) 皆伐は対象となるか。

(答) 対象となる皆伐については次の①、②のとおり。

- ① 群状に伐採する場合 1伐区1ha未満で20m以上の保存帯を設けること。
- ② 帯状に伐採する場合 伐採幅は主伐木の平均樹高の2倍までとし、20m以上の保存帯を設けること。

※ 各種規制がかかっている場合には、それらを全て満たすことが必要。

※ 上記①、②の要件を担保するため、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があることに留意されたい(森林資源利用タイプも同様)。

(問 D-2-3) 竹林整備として認められるのはどのような植物か。

(答) 長期間にわたり手入れがされていない里山林の中にある竹や笹であって、他の一般的な雑草とは異なり、刈払い等に相当量の手間がかかると地域協議会が認めたもの。

(問 D-2-4) 対象森林内であれば、農作物の被害を防止するために鳥獣害防止柵を設置してもよいか。

(答) よい。森林内であれば、対象が森林に入る鳥獣、出る鳥獣のどちらであっても認められる。

### 3. 交付金の用途

(問 D-3-1) 木を伐採した後に廃棄物として焼却等の処理をしたいがどこまでが交付金の対象となるか。

(答) 処理をする際に、活動団体自らが現場から持ち出す際の燃油代、人件費を対象とすることができます。ただし、都道府県内の輸送に限る(都道府県外への輸送であっても隣接する市町村への輸送であること等で地域協議会が認める場合はこの限りではない)。なお、高速道路料金は原則対象外(公共交通機関の使用と比較して安価であると認められる場合は対象とすることもできる)。

### 4. 侵入竹除去・竹林整備の内容

(問 D-4-1) 竹林整備に必要な作業道の作設、竹の生産に必要な施肥、竹炭焼きは対象となるか。

(答) 対象となる。地域環境保全タイプの侵入竹除去・竹林整備には、基本的に同タイプの里山林保全及び森林資源利用タイプの対象となる活動が含まれる。ただし、森林資源の販売・加工、特用林産物の栽培等の活動は、森林資源利用タイプに変更し実施すること。

## ■ E<タイプ別(森林資源利用タイプ)>

### 1. 面積の算定について

(問 E-1-1) 薬用植物や花木等の特用林産物の採取や生産で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行うか。

(答) 薬用植物や特用林産物の採取や生産とともに、対象森林全てを面的に整備する活動も併せて行うこととし、当該活動の面積を算定すること。

## 2. 対象活動の要件

(問 E-2-1) 間伐は対象となるか。

(答) 間伐は対象となる。森林資源利用タイプで行う場合は利用を目的として搬出をすること（林内利用でも可）。

(問 E-2-2) 活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工は何を想定しているか。

(答) 未利用資源の伐採・搬出等の森林整備の作業に対する支援を主目的としているため、加工については、しいたけ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太、特別な燃焼機材を必要としない薪や炭といったものを生産する簡易な加工を想定している。このため、資機材購入についてもブリケット製造器（薪等を高圧で固める装置）やペレット製造器等は認められない。同様に利用機材としてのペレットストーブ等も認められない。

(問 E-2-3) 活動の成果として収入があっても差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問 E-2-4) 薪ストーブ・ボイラー等の設置場所はどのような場所であれば認められるか。

(答) 活動組織の事務所や不特定多数が利用する施設（公的機関でなくとも良い）に設置し、薪ストーブで使用する薪は対象森林からの材を50%以上利用するのであれば認められる。ただし処分制限期間中の管理は活動組織が責任を持って行うこと。

## 3. 交付金の使途

(問 E-3-1) 木を伐った後に利用する場所まで材を持って行きたいが、対象となるか。

(答) 利用する場所まで、活動団体自らが持つて行く際の燃油代、人件費を対象とすることができます。ただし、都道府県内の輸送に限る（都道府県外への輸送であっても隣接する市町村への輸送であること等で地域協議会が認める場合はこの限りでは無い）。なお、高速道路料金は原則対象外（公共交通機関の使用と比較して安価であると認められる場合は対象とすることもできる）。

(問 E-3-2) 薬用植物の採取、生産は対象となるのか。また、薬用植物以外でも対象となるのか。

(答) 森林由来の生薬の原料となる薬用植物（クロモジ、キハダ、ホウノキ、オウレン等）の採取、生産のほか、当該採取等を行う森林の整備（下草刈りや除間伐、歩道整備等）が対象となる。

また、薬用植物以外でも、森林内のコウゾ、ミツマタ、花木（シキミ、サカキ等）、枝葉の採取、生産についても同様に対象となる。

## ■ G<タイプ別（森林機能強化タイプ）>

### 1. 申請方法

（問 G-1-1）森林機能強化タイプの取組延長はどのように確定すれば良いか。

（答）取組延長は作業前に図測等により長さ（水平距離）を測定する（この場合、必要最低限の長さとなるよう考慮する）。延長に変更がある場合は、変更承認申請を提出し承認後に活動を開始する。

作業終了後に巻き尺等により延長斜距離（実測）を測り、必要に応じて実測で斜度を測る（斜度は平均的だと思われる所で測定し、位置を図面に記録しておくこと）。この場合、延長斜距離（実測）と斜度によって決められた係数（下記のとおり）をかけて水平距離（=取組延長）を計算する。

なお、実際の延長が承認された延長を超えた場合、超えた分は交付金額算定の対象にはならない。

#### 【斜度の測定方法（例）】

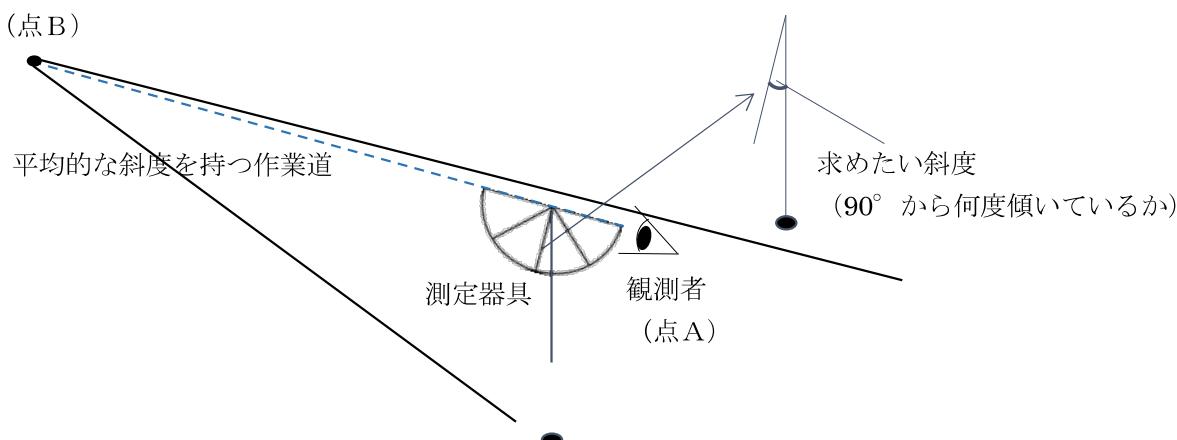
##### ○ 測定器具の作成

用意するもの：分度器（Q & A末尾に付けた簡易測定用の半円を印刷して、厚紙等に貼り付けて利用したものでも可）、ひも、おもり、テープ

作成方法：分度器の真ん中（ $90^\circ$  の部分）におもりを付けたひもをテープで固定する。

##### ○ 斜度のはかり方

- ① 作業道等の中で平均的な斜度であると思われる部分（点A～点B）の端（点A）に立つ
- ② 測定器具の分度器の直線部を目線に合うように構える
- ③ 測定器具を構えたまま、点B（自分の目と同じ高さ）を見る
- ④ そのままの角度を保ち、分度器の  $90^\circ$  とおもりを吊したひもがなす角（斜度）を図る



(計算式) 水平距離(取組延長) = 延長斜距離(実測) × 補正係数  
※補正係数は次のとおり、

斜度	補正係数
5° 未満	0.9962
5° 以上 10° 未満	0.9848
10° 以上 15° 未満	0.9659
15° 以上 20° 未満	0.9397
20° 以上	0.8192

注) 図面で水平距離がわかる場合は、上記の計算は不要。

## 2. 交付金の対象

(問 G-2-1) 森林機能強化タイプの実施に必要な「機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、傷害保険等」は交付金の対象になるか。

(答) 交付金の対象になる。

## ■ H <タイプ別（関係人口創出・維持タイプ）>

(問 H-1) 支援対象となる活動は、どのようなものか。また、実施に当たっての要件はあるのか。

(答) 地域住民が主体となったこれまでの活動とは異なり、地域外関係者との共同でのメインメニューの活動であるので、活動組織と地域外関係者との間での活動内容の調整、地域外関係者を受け入れるための作業現地の環境整備、活動する地域外関係者の傷害保険料などが対象となる。

実施に当たっては、10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行うことが必要であり、また、あらかじめ地域外関係者と調整を行っておき、採択申請書に地域外関係者の相手先や活動内容を記載する必要がある。

## ■ I <その他>

(問 I-1) 同様の事業を県単独事業で実施している場合はどうすればよいか。

(答) 本事業に県単独事業を上乗せすることは可能であるため、それぞれの事業が支障なく実施できるように調整願いたい。

(問 I-2) 国の交付金に都道府県・市町村が上乗せをする場合の特別交付税の交付率は。また、特別交付税の確定時期はいつ頃か。

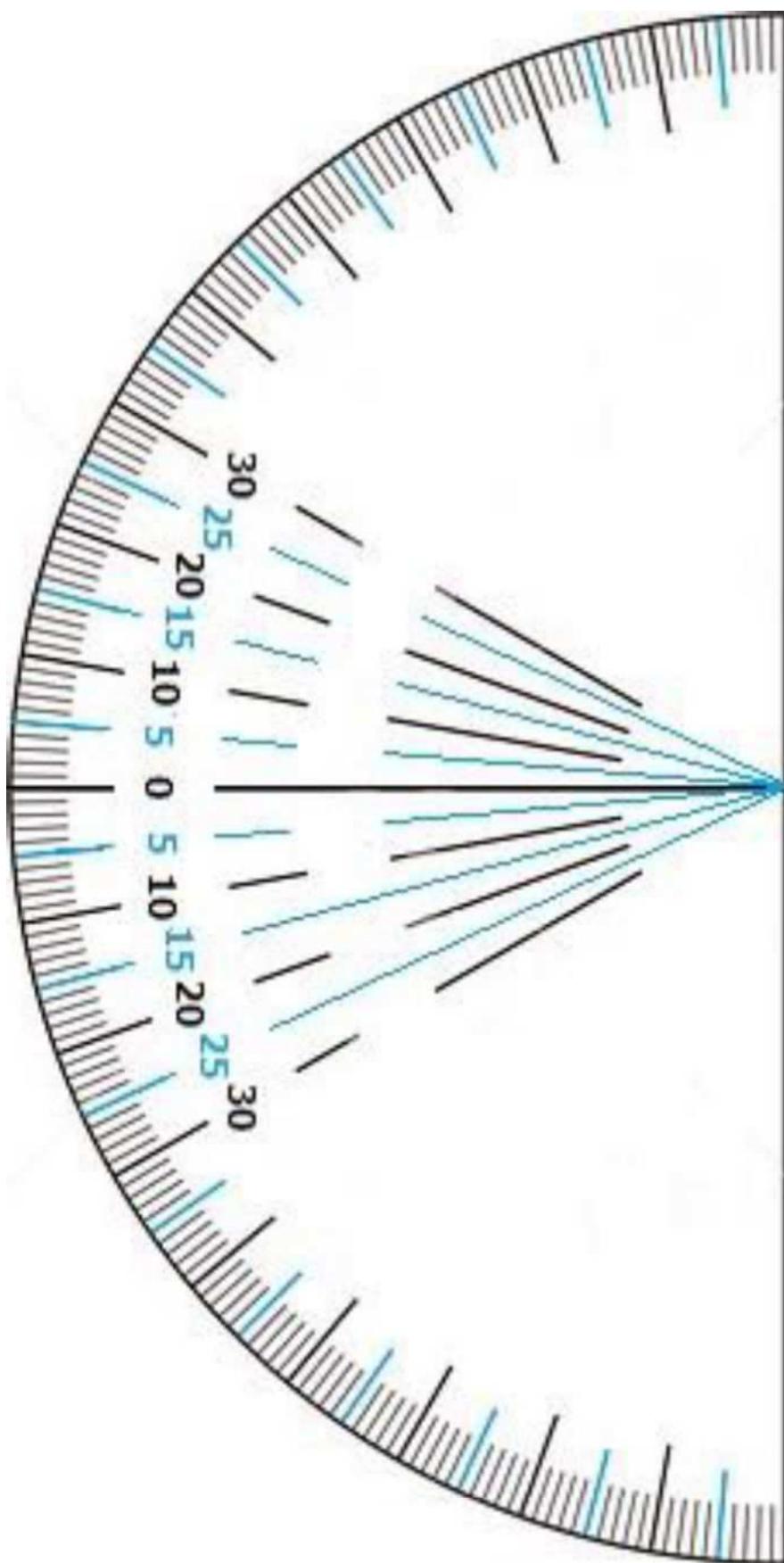
(答) 都道府県が5割、市町村が7割の交付率となる。また、特別交付税の確定時期は、例年、当該年度の3月頃に確定している。

(問 I-3) 会計検査はどこが対応するのか。

(答) 地域協議会の事務局が対応することとなるが、都道府県や関係する市町村もサポートをお願いしたい。

(付録)

傾斜簡易測定用（厚紙や段ボールなどに貼り付ける等して活用ください）



広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 県土地改良会館  
（一社）広島県森林協会内  
TEL (082) 221-7191  
FAX (082) 221-7194  
携帯 080-2893-0082  
E-mail mori@hsk.ecweb.jp